

# 都 勞 委 年 報

令和元年

東京都労働委員会事務局



## まえがき

この年報は、平成31年1月から令和元年12月までの当委員会の活動状況等を収録したものです。

本誌が、集团的労使関係のより良き形成発展のために、また、労働委員会制度の理解のために、いささかでも参考となれば幸いです。

令和2年4月

東京都労働委員会事務局

# 目 次

凡例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

取扱件数一覧表・・・・・・・・・・・・・・・・

## 第 1 部 概 況

第 1 章 労働争議の調整・・・・・・・・

第 1 節 労働争議の調整の概況・・・・・・・・

1 取扱概況・・・・・・・・

2 新規係属状況・・・・・・・・

3 終結状況・・・・・・・・

第 2 節 争議実情調査・・・・・・・・

第 2 章 不当労働行為の審査・・・・・・・・

第 1 節 不当労働行為の審査の概況・・・・・・・・

1 取扱概況・・・・・・・・

2 新規係属状況・・・・・・・・

3 審査状況・・・・・・・・

4 終結状況・・・・・・・・

5 不服申立ての状況・・・・・・・・

第 2 節 命令・決定事件・・・・・・・・

1 命令・決定事件一覧・・・・・・・・

2 命令・決定事件の分類・・・・・・・・

3 命令・決定事件の概要・・・・・・・・

第3節	再審査事件の概況	.....
1	再審査事件の係属状況	.....
2	再審査事件の終結状況	.....
第4節	行政訴訟事件の概況	.....
1	行政訴訟事件の係属状況	.....
2	緊急命令申立事件	.....
3	確定命令不履行通知	.....
第3章	労働組合の資格審査等	.....
第1節	労働組合の資格審査の概況	.....
1	取扱概況	.....
2	新規係属状況	.....
3	終結状況	.....
第2節	労働関係調整法第37条違反被疑事件	.....
第3節	認定告示	.....
第4章	組織・運営	.....
第1節	組織	.....
1	委員会	.....
2	事務局	.....
第2節	運営	.....
1	内部会議	.....
2	連絡協議会及び連絡会議	.....

## 第2部 資料

## <統計表>

### 1 労働争議の調整

第1表	調整事件取扱件数	.....
第2表	都道府県労委対比新規件数	.....
第3表	1件当たり対象労働組合員数	.....
第4表	調整開始事由別件数	.....
第5表	加盟上部団体有無別件数	.....
第6表	加盟上部団体系統別件数	.....
第7表	組合・企業の所在地別件数	.....
第8表	別組合有無別件数	.....
第9表	従業員規模別件数	.....
第10表	組合員規模別件数	.....
第11表	産業別件数	.....
第12-1表	製造業内訳	.....
第12-2表	サービス業内訳	.....
第13表	調整事項別内訳	.....
第14表	団交促進の内訳	.....
第15表	あっせん員構成別件数	.....
第16表	終結区分別平均所要日数	.....
第17表	解決事件・案提示有無別件数	.....
第18表	取下理由別件数	.....
第19表	打切理由別件数	.....
第20表	実情調査取扱件数	.....
第21表	実情調査・業種別開始件数	.....

### 2 不当労働行為の審査

第22表	不当労働行為事件取扱件数	.....
第23表	都道府県労委対比新規件数	.....
第24表	申立人別件数	.....
第25表	企業の所在地別件数	.....
第26表	従業員規模別件数	.....

第27表	別組合有無別件数	.....
第28表	加盟上部団体有無別件数	.....
第29表	加盟上部団体系統別件数	.....
第30表	労働組合法第7条該当号別件数	.....
第31表	産業別件数	.....
第32-1表	製造業内訳	.....
第32-2表	サービス業内訳	.....
第33表	審査等実施回数	.....
第34表	終結事件・審査状況	.....
第35表	終結事件・調査、審問回数別件数	.....
第36表	終結事件・証人数別件数	.....
第37-1表	終結区分別平均所要日数	.....
第37-2表	終結区分別平均所要日数（民間のみ）	.....
第37-3表	終結区分別平均所要日数 （長期係属事件を除く）	.....
第38表	審査の実効確保の措置申立・勧告等件数	.....

### 3 労働組合の資格審査

第39表	資格審査取扱件数	.....
第40表	都道府県労委対比新規件数	.....
第41表	係属事由別新規件数	.....
第42表	係属事由別終結件数	.....
第43表	係属事由別平均所要日数	.....

### 4 相談

第44表	相談件数	.....
------	------	-------

### <名簿>

第44期東京都労働委員会委員名簿	.....
退任委員名簿（令和元年）	.....
東京都労働委員会あっせん員候補者名簿	.....

## はじめに

### 1 労働をめぐる情勢

令和元年の日本経済は、世界経済の減速を背景に外需が弱い中、内需がけん引する形で、平成30年第四半期以降4期連続のプラス成長を実現した。しかし、10月には消費税率の引上げや大型台風による広域に渡る被害も発生したことから、第4四半期は厳しい状況となっている。

一方、雇用情勢についてみると、労働需給は着実な引き締まりを続けており、元年の全国の年平均完全失業率は2.4%で、前年と同率であった。また、全国の年平均完全失業者数は前年比4万人減の162万人であり、10年連続で減少した。完全失業者のうち、「非自発的な離職による者」は前年比3万人減の37万人であった。このうち、「勤め先や事業の都合」により離職した者は前年比1万人減の21万人であった。

また、元年の全国の年平均就業者数は前年比60万人増の6724万人であり、7年連続で増加した。このうち、雇用者(役員を除く)5669万人を雇用形態別にみると、正規従業員は前年比18万人増の3503万人、パート・アルバイト、派遣社員等の非正規従業員は前年比45万人増の2165万人であった。雇用者(役員を除く)に占める非正規従業員の割合は年平均で38.2%となり、前年から0.4ポイント増加した。

### 2 東京都における労働組合の組織状況

東京都における労働組合数及び労働組合員数は、元年6月30日現在でそれぞれ6,907組合(前年比186組合減)、233万2386人(同1万9251人増)で、組合数は18年連続の減少、組合員数は5年連続の増加となった。

また、労働組合の推定組織率(雇用者数に占める組合員数の割合)は、24.5%で、前年に比べて、0.2ポイント減少した。なお、全国での推定組織率は16.7%で、東京都では全国より高い水準となっている。

産業別組合員数をみると、「製造業」が34万5200人(都内組合員数の14.8%)と最も多く、以下、「卸売業、小売業」の32万7251人(同14.0%)、「金融業、保険業」の28万505人(同12.0%)と続いており、前年とおおむね同様の傾向となっている。



なお、パートタイム労働者の組合員数は、前年から2万 2621 人増加して44万 2015人(都内組合員数の19.0%)となった。

### 3 当委員会における取扱事件の動向

元年の労働争議調整事件の取扱件数は、前年に比べ14件減少して69件であり、新規係属件数は、前年を12件下回り48件となった。また、不当労働行為審査事件の取扱件数は、前年に比べ6件増加して412件であり、新規係属件数は、前年を2件下回り95件となった。

また、企業の枠を超えて主に中小企業の労働者を組織している、いわゆる合同労組からの申請・申立てによる事件は依然として多く、新規調整事件では87.5%、新規審査事件では77.9%を占めている。

#### 出典

日本経済2019－2020(内閣府)

労働力調査(基本集計)2019年(令和元年)平均(速報)結果(総務省)

令和元年(2019年)労働組合基礎調査の概況(厚生労働省)

令和元年労働組合基礎調査結果(東京都分)概要(東京都)

## (1) 調整・実情調査

昭和21年～56年

年	区分	調 整				実 情 調 査			
		前年からの繰越件数 (a)	新規係属件数 (b)	取扱件数 (a)+(b)	終結件数	前年からの繰越件数 (a)	新規係属件数 (b)	取扱件数 (a)+(b)	終結件数
昭和 21		—	(2) 19	(2) 19	(2) 15				
22		4	(15) 70	(15) 74	(4) 55				
23	(11)	19	138	(11) 157	(11) 146				
24		11	(2) 124	(2) 135	(1) 124				
25	(1)	11	(6) 91	(7) 102	(6) 93				
26	(1)	9	(10) 94	(11) 103	(10) 97				
27	(1)	6	(4) 63	(5) 69	(4) 67	—	95	95	95
28	(1)	2	(3) 73	(4) 75	(4) 72	0	127	127	127
29		3	(1) 74	(1) 77	74	0	136	136	136
30	(1)	3	(1) 118	(2) 121	(2) 115	0	236	236	236
31		6	(2) 133	(2) 139	(2) 132	0	53	53	53
32		7	116	123	120	0	12	12	12
33		3	(2) 133	(2) 136	(2) 133	0	22	22	22
34		3	101	104	103	0	26	26	26
35		1	(2) 99	(2) 100	(2) 98	0	59	59	47
36		2	(2) 127	(2) 129	(2) 127	12	44	56	53
37		2	①(2) 104	①(2) 106	①(2) 99	3	45	48	46
38		7	(3) 97	(3) 104	(3) 100	2	43	45	43
39		4	(9) 82	(9) 86	(7) 77	2	78	80	40
40	(2)	9	(4) 98	(6) 107	(6) 102	40	35	75	71
41		5	(6) 122	(6) 127	(6) 122	4	44	48	32
42		5	(4) 110	(4) 115	(3) 102	16	37	53	46
43	(1)	13	(2) 120	(3) 133	(3) 124	7	72	79	57
44		9	(3) 151	(3) 160	(3) 136	22	121	143	56
45		24	(22) 145	(22) 169	(22) 151	87	71	158	148
46		18	(4) 163	(4) 181	(4) 172	10	131	141	95
47		9	(2) 208	(2) 217	(2) 202	46	184	230	167
48		15	①(9) 178	①(9) 193	①(9) 184	63	202	265	183
49		9	(11) 234	(11) 243	(11) 228	82	260	342	247
50		15	②(6) 168	②(6) 183	②(6) 163	95	266	361	177
51		20	(3) 172	(3) 192	(3) 160	184	216	400	134
52		32	(1) 175	(1) 207	170	266	305	571	451
53	(1)	37	(1) 135	(2) 172	(2) 140	120	279	399	275
54		32	(2) 117	(2) 149	(2) 110	124	227	351	263
55		39	(1) 145	(1) 184	(1) 149	88	293	381	88
56		35	③(1) 134	③(1) 169	③(1) 129	293	343	636	392

## 昭和57年～平成29年

区分 年	調 整				実 情 調 査			
	前年からの繰越件数 (a)	新規係属件数 (b)	取扱件数 (a)+(b)	終結件数	前年からの繰越件数 (a)	新規係属件数 (b)	取扱件数 (a)+(b)	終 結 件 数
昭和 57	40	(7) 163	(7) 203	(7) 156	244	313	557	294
58	47	142	189	143	263	306	569	332
59	46	(2) 121	(2) 167	(2) 119	237	288	525	417
60	48	(1) 109	(1) 157	(1) 130	108	270	378	243
61	27	(1) 96	(1) 123	(1) 94	135	196	331	252
62	29	(3) 101	(3) 130	(1) 72	79	246	325	316
63	(2) 58	(1) 85	(3) 143	(2) 107	9	220	229	227
平成 元	(1) 36	(1) 60	(2) 96	60	2	236	238	238
2	(2) 36	(1) 75	(3) 111	(2) 84	0	227	227	227
3	(1) 27	(2) 73	(3) 100	(1) 62	0	227	227	109
4	(2) 38	(2) 65	(4) 103	(3) 67	118	246	364	266
5	(1) 36	(1) 97	(2) 133	(1) 96	98	219	317	195
6	(1) 37	119	(1) 156	122	122	239	361	148
7	(1) 34	(1) 102	(2) 136	(2) 95	213	220	433	43
8	41	(2) 143	(2) 184	(2) 150	390	223	613	498
9	34	(1) 120	(1) 154	(1) 113	115	262	377	215
10	41	(1) 175	(1) 216	(1) 170	162	191	353	259
11	46	212	258	218	94	202	296	186
12	40	(2) 160	(2) 200	(1) 160	110	210	320	234
13	(1) 40	(1) 168	(2) 208	(1) 136	86	215	301	218
14	(1) 72	141	(1) 213	(1) 146	83	179	262	205
15	67	(1) 161	(1) 228	162	57	182	239	57
16	(1) 66	140	(1) 206	(1) 161	182	154	336	182
17	45	(1) 155	(1) 200	145	154	139	293	230
18	(1) 55	(3) 127	(4) 182	(2) 156	63	131	194	159
19	(2) 26	120	(2) 146	(2) 119	35	128	163	130
20	27	(1) 145	(1) 172	(1) 135	33	127	160	127
21	37	209	246	186	33	145	178	136
22	60	153	213	178	42	125	167	129
23	35	147	182	135	38	112	150	116
24	47	124	171	146	34	112	146	110
25	25	(1) 106	(1) 131	(1) 97	36	122	158	100
26	34	86	120	110	58	115	173	119
27	10	87	97	81	54	109	163	115
28	16	87	103	87	48	112	160	109
29	16	73	89	66	51	114	165	115

平成30年～令和元年

区分 年	調 整				実 情 調 査			
	前年からの繰越件数 (a)	新規係属件数 (b)	取扱件数 (a)+(b)	終結件数	前年からの繰越件数 (a)	新規係属件数 (b)	取扱件数 (a)+(b)	終 結 件 数
平成 30	23	60	83	62	50	105	155	108
令和 元	21	48	69	53	47	92	139	97
	⑦(185) 8,986		⑦(185) 8,970		11,121		11,079	

(注) ( )内数字は調停件数、○内数字は仲裁件数でいずれも内数。

## (2) 不当労働行為・資格審査

昭和21年～56年

年	区分	不当労働行為				資格審査			
		前年からの繰越件数(a)	新規係属件数(b)	取扱件数(a)+(b)	終結件数	前年からの繰越件数(a)	新規係属件数(b)	取扱件数(a)+(b)	終結件数
昭和	21	—	13	13	6				
	22	7	48	55	47				
	23	8	90	98	78	—	9	9	6
	24	20	62	82	61	3	107	110	77
	25	21	44	65	[2] 49	33	191	224	204
	26	16	37	53	46	20	168	188	174
	27	7	37	44	38	14	119	133	129
	28	6	50	56	30	4	68	72	56
	29	26	37	63	40	16	98	114	95
	30	23	46	69	57	19	100	119	111
	31	12	35	47	36	8	56	64	53
	32	11	38	49	34	11	65	76	66
	33	15	48	63	50	10	78	88	76
	34	13	58	71	48	12	98	110	93
	35	23	45	68	46	17	78	95	69
	36	22	74	96	56	26	94	120	82
	37	40	88	128	61	38	143	181	119
	38	67	67	134	63	62	92	154	114
	39	71	62	133	60	40	99	139	86
	40	73	70	143	64	53	124	177	102
	41	79	88	167	72	75	156	231	125
	42	95	102	197	60	106	148	254	128
	43	137	77	214	75	126	131	257	122
	44	139	81	220	75	135	157	292	149
	45	145	102	247	95	143	131	274	126
	46	152	101	253	[1] 82	148	165	313	163
	47	171	143	314	94	150	255	405	167
	48	220	104	324	93	238	181	419	164
	49	231	131	362	76	255	204	459	147
	50	286	141	427	140	312	286	598	238
	51	287	129	416	107	360	223	583	215
	52	309	<1> 114	<1> 423	158	368	203	571	194
	53	<1> 265	146	<1> 411	113	377	255	632	210
	54	<1> 298	137	<1> 435	[1] 106	422	216	638	186
	55	<1> 329	116	<1> 445	[2]<1> 109	452	189	641	191
	56	336	153	489	[2] 110	450	245	695	189

昭和57年～平成29年

区分 年	不当労働行為				資格審査			
	前年からの繰越件数(a)	新規係属件数(b)	取扱件数(a)+(b)	終結件数	前年からの繰越件数(a)	新規係属件数(b)	取扱件数(a)+(b)	終結件数
昭和 57	379	124	503	[1] 96	506	209	715	191
58	407	119	526	118	524	213	737	248
59	408	91	499	99	489	161	650	185
60	400	116	516	118	465	200	665	178
61	398	107	505	82	487	205	692	162
62	423	108	531	98	530	233	763	178
63	433	89	522	118	585	155	740	246
平成 元	404	76	480	89	494	111	605	173
2	391	68	459	84	432	97	529	136
3	375	74	449	[1] 63	393	152	545	139
4	386	81	467	164	406	127	533	119
5	303	67	370	[1] 84	414	112	526	181
6	286	101	387	57	345	156	501	94
7	330	87	417	55	407	157	564	115
8	362	98	460	67	449	153	602	107
9	393	77	470	145	495	137	632	164
10	325	100	425	85	468	153	621	111
11	340	114	454	71	510	195	705	154
12	383	124	507	111	551	165	716	175
13	396	96	492	105	541	162	703	206
14	387	125	512	[1] 108	497	183	680	189
15	404	115	519	96	491	186	677	172
16	423	85	508	102	505	145	650	192
17	406	102	508	138	458	138	596	273
18	370	102	472	[1] 110	323	137	460	201
19	362	100	462	193	259	154	413	208
20	269	92	361	94	205	134	339	171
21	267	119	386	85	168	178	346	136
22	301	125	426	94	210	172	382	136
23	332	115	447	[1] 120	246	183	429	180
24	327	103	430	121	249	161	410	182
25	309	118	427	112	228	157	385	166
26	315	132	447	[1] 124	219	182	401	171
27	323	117	440	139	230	155	385	194
28	301	97	398	[1] 104	191	127	318	136
29	294	105	399	[5] 90	182	145	327	129

平成30年～令和元年

区分 年	不当労働行為				資格審査			
	前年からの繰越件数(a)	新規係属件数(b)	取扱件数(a)+(b)	終結件数	前年からの繰越件数(a)	新規係属件数(b)	取扱件数(a)+(b)	終結件数
平成 30	309	97	406	89	198	130	328	124
令和 元	317	95	412	99	204	132	336	143
	<1>		[21]<1>		10,984		10,791	
	6775		6462					

注) < >内数字は審査再開件数で内数、[ ]内数字は一部分離命令件数で外数。

# 第1章 労働争議の調整

## 第1節 労働争議の調整の概況

### 1 取扱概況

#### (1) 取扱件数

令和元年中に取り扱った労働争議調整事件は69件で、このうち前年から繰り越された事件が21件、新規係属事件が48件であった(資料<統計表>第1表)。

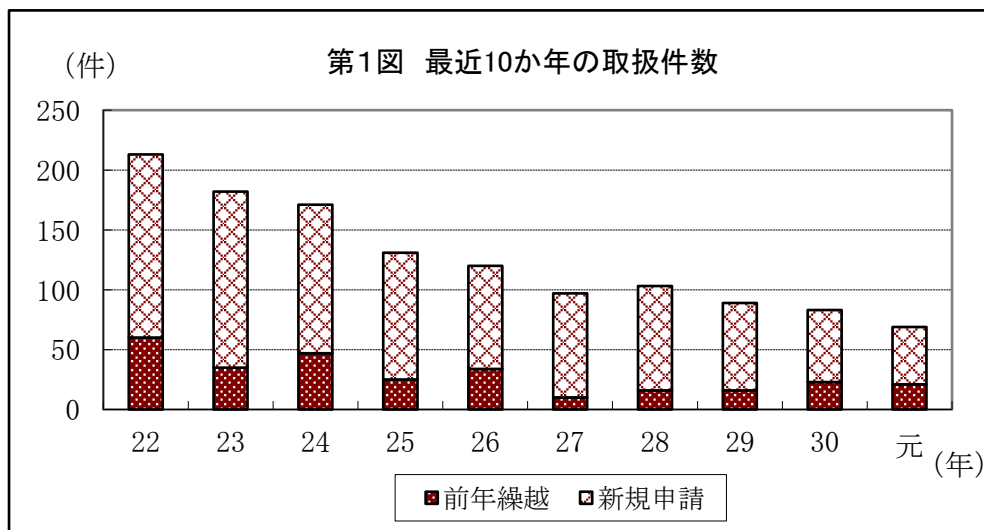
#### (2) 対前年比較

前年に比べて、取扱件数は14件、新規係属件数は12件減少した。

#### (3) 最近の取扱状況比較

最近10年の取扱件数、新規係属件数は減少傾向にある(第1図)。

なお、令和元年の新規係属事件48件のうち合同労組関係事件は42件で、87.5%を占めている。





## 2 新規係属状況

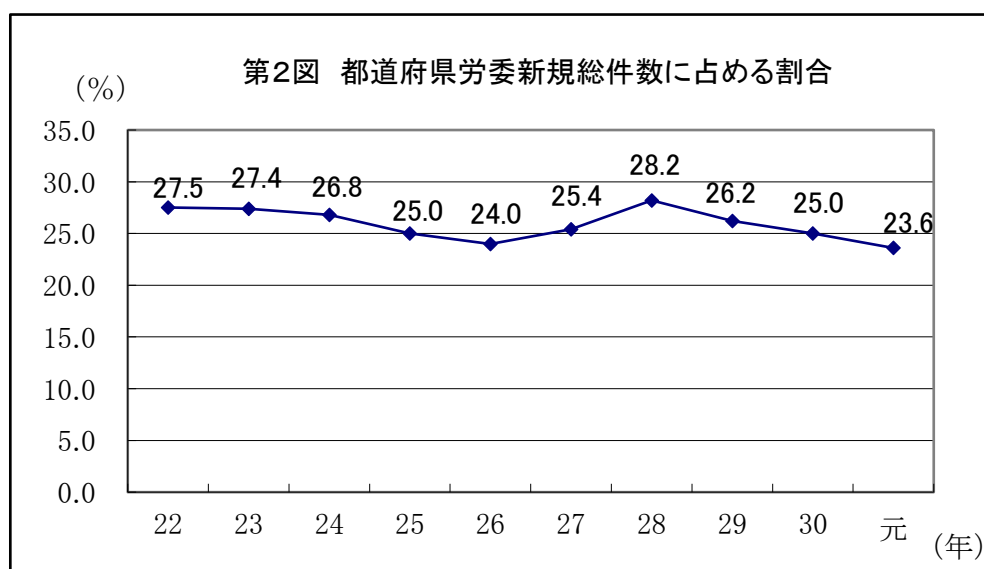
### (1) 調整区分別の状況

令和元年の新規係属件数48件はすべてあっせん事件であり、調停事件、仲裁事件はなかった(資料<統計表>第1表)。

### (2) 全国都道府県労委の新規係属総件数に占める割合

令和元年の全国都道府県労委の新規総件数は203件で、前年より37件減少している。

当委員会に係属した新規件数48件を全国比で見ると23.6%で、前年(25.0%)より減少した(第2図、資料<統計表>第2表)。



### (3) 開始事由別係属状況

新規係属事件の開始事由をみると、「組合申請」が41件(構成比(以下同じ)85.4%)と多く、「使用者申請」は5件(10.4%)、「労使双方申請」は2件(4.2%)であった(資料<統計表>第4表)。

### (4) 加盟上部団体系統別係属状況

ア 上部団体加盟の有無 新規係属事件のうち、事件当事者である組合が上部団体に加盟しているものは39件(81.3%)、加盟していないものは9件(18.8%)である(資料<統計表>第5表)。

イ 加盟上部団体系統別 上部団体に加盟している組合を系統別に

みると、連合系18件(46.2%)、全労連系9件(23.1%)、全労協を含むその他12件(30.8%)であった(資料<統計表>第6表)。

#### (5) 従業員規模別係属状況

従業員規模別にみると、299人以下の中小企業に係る争議調整の申請が28件(58.3%)で、このうち49人以下の企業に係るものは11件(22.9%)である(資料<統計表>第9表)。

#### (6) 産業別係属状況

産業別にみると、「卸売・小売業」と「教育・学習支援業」がともに8件(16.7%)で最も多く、以下「宿泊業・飲食サービス業」が7件(14.6%)と続いている(資料<統計表>第11表)。

#### (7) 調整事項別係属状況

調整事項をみると、「団交促進」が31件で最も多く、次いで「解雇」が14件、「その他賃金に関するもの」が12件となっている(資料<統計表>第13表)。「団交促進」を交渉事項別にみると、「その他の労働条件」と「解雇」がともに7件で最も多くなっている(資料<統計表>第14表)。

#### (8) あっせん員の構成

あっせん員の構成別にみると、「事務局職員構成」が29件(60.4%)、「公・労・使委員三者構成」が19件(39.6%)となっており、「公益委員のみによるもの」はなかった。(資料<統計表>第15表)。

### 3 終結状況

#### (1) 終結件数・終結率

令和元年の取扱件数69件のうち、53件が終結した。終結率は76.8%で、前年より2.1ポイント増加した(資料<統計表>第1表)。

#### (2) 終結区分

終結区分別にみると、「解決」19件、「取下」7件、「打切」27件となっている(資料<統計表>第1表)。

#### (3) 解決率

解決率は41.3%で、前年より6.8ポイント減少した(資料<統計表>第1表)。

(4) **解決事件における解決案提示の有無**

解決した19件について、調整員による解決案の提示の有無をみると、すべて「提示なし」となっている(資料<統計表>第17表)。

(5) **申請取下の理由**

取下7件のうち、「調整拒否」が4件(57.1%)などとなっている(資料<統計表>第18表)。

(6) **調整打切の理由**

打切27件については、「調整拒否」が14件(51.9%)、「当事者主張固持・歩みより困難」が13件(48.1%)となっている(資料<統計表>第19表)。

(7) **所要日数**

ア 所要日数区分別の状況 終結事件の所要日数区分による分布は、第1表のとおりである。

イ 終結区分別所要日数の最短・最長

(ア) 解決事件 最短は21日で、最長は617日であった。

(イ) 取下事件 最短は22日で、最長は702日であった。

(ウ) 打切事件 最短は6日で、最長は211日であった。

ウ 平均所要日数 終結事件の平均所要日数は96.5日で、前年より10.5日短くなった(資料<統計表>第16表)。

第1表 終結事件所要日数区分分布

日数	終結 区分	総 数	解 決	取 下	打 切	不 調	裁 定
総数		53	19	7	27	-	-
9日以内		3	-	-	3	-	-
10日～19日		10	-	-	10	-	-
20日～29日		7	2	2	3	-	-
30日～59日		4	2	2	-	-	-
60日～89日		13	6	1	6	-	-
90日～179日		10	5	1	4	-	-
180日以上		6	4	1	1	-	-

## 第2節 争議実情調査

### (1) 取扱件数

労働委員会規則第62条の2の規定に基づく争議実情調査について、令和元年の取扱件数は139件で、そのうち前年からの繰越件数は47件、新規調査開始事件は92件であった(資料<統計表>第20表)。

なお、新規調査開始件数は、すべて労働関係調整法第37条に基づく争議予告通知により調査を開始したものである。

### (2) 対前年比較

前年に比べ、取扱件数は16件減少し、新規調査開始件数は13件減少した(資料<統計表>第20表)。

### (3) 業種別争議実情調査開始状況

新規調査開始事件92件を業種別にみると、「医療業」が72件、「廃棄物処理業」が18件、「運輸・通信業」が2件となっている(資料<統計表>第21表)。

#### (4) 終結状況

取扱件数139件のうち、97件が終結した。これらはすべて実情調査中に争議が解決したものであり、打切はなかった(資料<統計表>第20表)。

## 第2章 不当労働行為の審査

### 第1節 不当労働行為の審査の概況

#### 1 取扱概況

##### (1) 取扱件数

令和元年中に取り扱った不当労働行為事件は412件で、このうち前年からの繰越事件が317件、新規係属事件が95件であった（資料〈統計表〉第22表）。

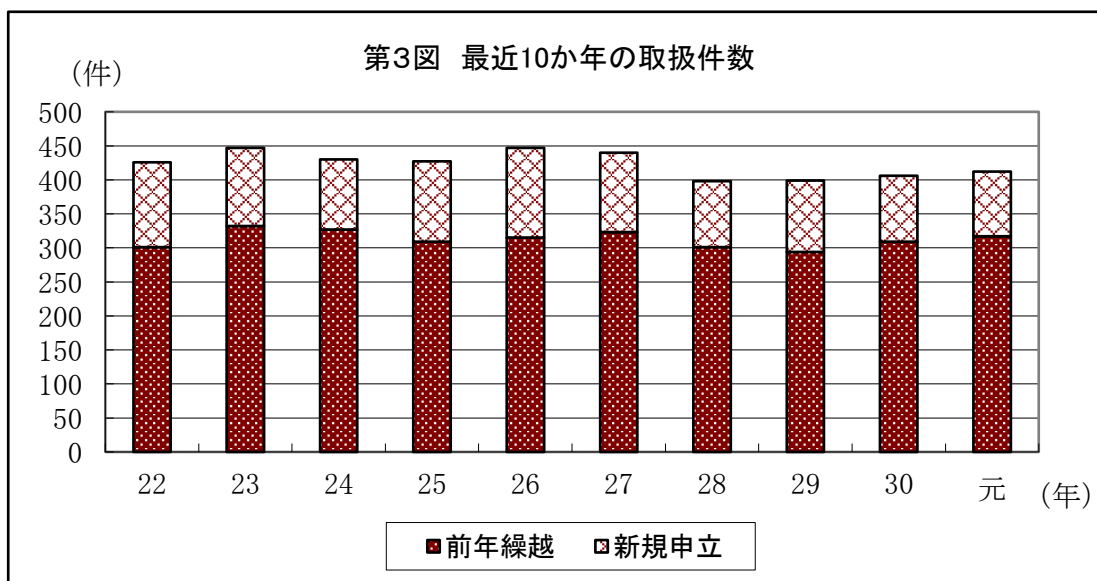
##### (2) 対前年比較

前年に比べて、取扱件数は6件増加し、新規係属件数は2件減少した。

##### (3) 最近の取扱状況比較

最近10年間をみると、取扱件数は400件程度、新規係属件数は100件程度で推移している（第3図）。

なお、令和元年の新規係属事件95件のうち、合同労組関連事件数は74件で、77.9%を占めている。

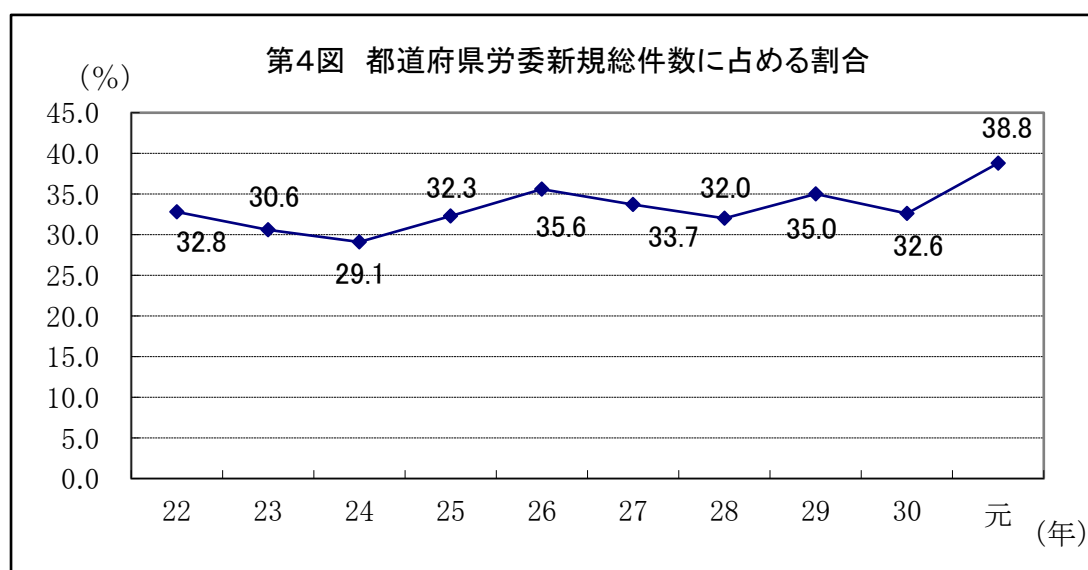


## 2 新規係属状況

### (1) 全国都道府県労委の新規係属総件数に占める割合

令和元年の全国都道府県労委の新規係属総件数は245件であった。

当委員会の新規係属件数95件を全国比で見ると、38.8%となっている（第4図、資料<統計表>第23表）。



### (2) 申立人

#### ア 申立人別係属状況

申立人別では、「当該組合からの申立」が80件（84.2%）で最も多く、次いで「組合・上部組合」が12件（12.6%）となっている（資料<統計表>第24表）。

#### イ 加盟上部団体系統別係属状況

組合申立て94件の上部団体加盟の有無をみると、加盟しているものが69件（73.4%）、加盟していないものが25件（26.6%）となっている（資料<統計表>第28表）。

上部団体に加盟している組合を系統別にみると、連合系44件（63.8%）、全労連系15件（21.7%）、全労協系を含むその他10件（14.5%）となっている。（資料<統計表>第29表）。

### (3) 別組合の併存状況

組合申立て94件について、同一企業内に併存する組合の有無を

みると、「有」18件（19.1%）、「無（不明を含む）」76件（80.9%）となっている（資料＜統計表＞第27表）。

#### (4) 被申立人

新規係属事件について、雇用契約の直接の当事者でない者が救済申立ての相手方とされている等の事情が窺われる事件がある。

関連会社を被申立人とする事件・・・・・・・・・・ 2件  
親会社を被申立人とする事件・・・・・・・・・・ 4件  
業務の委託元を被申立人とする事件・・・・・・・・ 1件  
技能実習生の管理団体を被申立人とする事件・・・・ 1件  
組合員の雇用に関与した会社を被申立人とする事件・ 1件

#### (5) 従業員規模別係属状況

従業員規模別にみると、「49人以下」が 23件（24.2%）で最も多く、次いで、「1000人以上」が 19件（20.0%）となっている。

従業員299人以下の中小企業に係る救済申立ては47件（49.5%）となっている（資料＜統計表＞第26表）。

#### (6) 産業別係属状況

産業別にみると、「製造業」が 15件（15.8%）と最多で、「運輸・郵便業」及び「卸売・小売業」がそれぞれ13件（13.7%）と続いている（資料＜統計表＞第31表）。

#### (7) 労働組合法第7条該当号別係属状況

申立内容を労働組合法第7条の該当号別でみると、使用者の行為が「2号に該当」が 75件（78.9%）で最も多く、次いで「3号に該当」が56件（58.9%）、「1号に該当」が30件（31.6%）となっている（資料＜統計表＞第30表）。

#### (8) 調整における打切・取下後の不当労働行為救済申立て

新規係属事件95件のうち、当委員会の調整における打切・取下後に同一事案に係る不当労働行為救済申立てのなされた事件が11件あった。これらの事件の調整における調整内容は、団交促進、解雇問題、協約締結などであった。



### 3 審査状況

#### (1) 審問等実施状況

令和元年の当委員会における審査等の実施状況をみると、「調査」645回、「審問」57回、「和解」1回、「その他（立会団交、事情聴取、打合せ等）」130回となっている。（資料＜統計表＞第33表）。

#### (2) 当事者の追加

令和元年に、申立書に当初記載されていた者の他に、当事者が追加された事件は2件であった。

#### (3) 申立の承継

令和元年に、申立人の死亡等により申立てが承継された事件はなかった。

#### (4) 公益委員の除斥・忌避

令和元年に、公益委員の除斥・忌避の申立てがされた事件はなかった。

#### (5) 審査の実効確保の措置申立て

##### ア 申立状況

令和元年には当事者から審査の実効確保の措置申立てが17件あり、うち労働者側からの申立てが16件、使用者側からの申立てが1件であった。

##### イ 措置

上記申立てについて、令和2年1月末現在、労働委員会規則第40条の定めによる勧告を行ったものはなく、文書による要望を行ったものが4件、口頭による要望を行ったものが4件あった（第2表、資料＜統計表＞第38表）。

第2表 審査の実効確保の措置申立て・措置一覧

	事件番号	申立年月日	申立人	申立内容(要旨)
		措置年月日		措置内容
1	30不93	31.1.18	労	① 請負契約書について、組合に対する説明等を速やかに行うこと。 ② 請負契約書における工事内容の一部削除等の不利益変更を実施しないこと。
		31.3.12		三者委員は、当事者双方に対し、口頭による要望を行った。
2	29不58 30不82	31.2.7	労	① 組合員に対する懲戒処分等不利益取扱いを行わないこと。 ② 組合潰しの攻撃を行わないこと。
		31.3.29		三者委員は、当事者双方に対し、口頭による要望を行った。
3	31不20	31.3.18	労	本案の審査係属中は、書記長Xに対し、解雇又は統制処分を行わないこと。
4	30不31	31.4.19	労	本案の審査係属中は、組合員を解雇しないこと。
5	30不87	元.5.14	労	① 組合員Xを看護師のパート職員として雇い入れること。 ② 施設利用の不当な制限をしないこと。
		元.6.27		三者委員は、当事者双方に対し、要望書を交付した。

	事件番号	申立年月日	申立人	申立内容(要旨)
		措置年月日		措置内容
6	31不32	元. 6. 24	労	<p>① 会計年度任用職員の雇用・労働条件について、誠実な団体交渉を行うこと。</p> <p>② 誠実な団体交渉が尽くされるまでの間、会計年度任用職員制度導入に伴う条例案を区議会に提出しないこと。</p>
7	31不20	元. 7. 5	使	<p>本案の審査係属中は、インターネット上で本案被申立人及び同所属組合員を名指しで批判し、名誉を毀損するなどの書込み等を行わないこと。</p>
8	元不54	元. 7. 22	労	<p>本案の審査係属中は、組合員Xに対する懲戒処分を行わないこと。</p>
		元. 11. 7		<p>三者委員は、当事者双方に対し、口頭で要望を行った。</p>
9	元不63	元. 8. 21	労	<p>本案の救済命令が発出されるまでの間、地域スタッフの業績評価基準に「全国一律で下限値」を導入する改定案を実施しないこと。</p>
		元. 10. 10		<p>三者委員は、当事者双方に対し、要望書を交付した。</p>
10	31不11	元. 8. 22	労	<p>本案の審査係属中は、第二組合との間でユニオンショップ等の労働協約を締結しないこと。</p>

	事件番号	申立年月日	申立人	申立内容(要旨)
		措置年月日		措置内容
11	元不66	元. 9. 5	労	組合員Xの休職を認め、適正に取り扱うこと。
		—		元年10月11日、本案が終了した(無関与和解)。
12	31不32	元. 9. 26	労	<p>① 会計年度任用職員の労働条件について、募集等に先立ち団体交渉に速やかに応じること。</p> <p>② 団体交渉において、規則案及び要綱案を提出すること。</p> <p>③ 会計年度任用職員制度の募集等を行う場合、協議中又は合意前の事項に関しては、組合と協議中で未確定である旨を募集書類等に明示すること。</p>
13	31不32	元. 10. 8	労	<p>① 会計年度任用職員の労働条件について、募集等に先立ち団体交渉に速やかに応じること。</p> <p>② 団体交渉での合意前に次年度の会計年度任用職員の募集等を行う場合、協議中又は合意前の事項に関しては、組合と協議中で未確定である旨を募集書類等に明示すること。</p>
		元. 10. 16		三者委員は、当事者双方に対し、口頭で要望を行った。

	事件番号	申立年月日	申立人	申立内容(要旨)
		措置年月日		措置内容
14	元不79	元. 11. 18	労	組合員Xを雇用し、路線バスの運転業務に従事させ、賃金相当額を支払うこと。
15	31不32	元. 11. 29	労	① 本案申立人支部の支部長Xについて、経過措置により、2020年度について3時間勤務の非常勤保育士として特例選考の対象とすること。 ② 2020年度以降の同人の勤務に関して本案申立人との合意を目指した団体交渉に応ずること。
		元. 12. 2		三者委員は、当事者双方に対し、要望書を交付した。
16	元不91	元. 12. 16	労	本案の救済命令が出されるまでの間、本案被申立人会社名古屋工場の閉鎖作業を行わないこと。
		2. 1. 27		三者委員は、当事者双方に対し、要望書を交付した。
17	元不92	元. 12. 16	労	組合員Xが休職期間の満了日に退職となる措置を取り消し、又は保留すること。

(6) 物件提出命令

令和元年に物件提出命令の申立てがされた事件はなかった。

(7) 証人等出頭命令

令和元年に証人等出頭命令の申立てがされた事件はなかった。

(8) 審査の期間の目標達成状況

ア 審査の期間の目標

原則として1年6か月とする（平成20年1月1日から実施。なお、17年1月1日から19年12月31日までは目標期間を2年としていた。）。

イ 目標の達成状況

平成20年1月1日以降の新規申立事件1,315件のうち、令和元年12月末までに終結した事件は1,129件であり、このうち1年6か月以内で終結したものは790件であった。また、終結事件1,129件に係る平均処理日数は432.2日であった（第3・4表）。

第3表 新規申立・終結状況（20年1月1日以降）

	新規申立	終結状況				終結計	未終結	
		取下・和解			命令・決定			うち1年6か月経過
		取下	和解	計				
件数(件)	1,315	170	733	903	226	1,129	186	97
平均処理日数(日)	—	334.2	333.1	333.3	827.4	432.2	—	—

第4表 終結事件の処理日数別内訳

	取下・和解			命令・決定	終結計
	取下	和解	計		
6か月以内	67	269	336	0	336
6か月超～1年以内	40	223	263	6	269
1年超～1年6か月以内	37	115	152	33	185
1年6か月以内計	144	607	751	39	790
1年6か月超	26	126	152	187	339

《参考》 審査の期間の目標を2年としていた時期の新規申立事件の処理状況(17年1月1日から19年12月末までの新規申立て)

審査の期間の目標を2年としていた時期(17年1月1日(改正労働組合法施行日)から19年12月末まで)の新規申立事件の処理状況は、以下のとおりである。

この間の新規申立事件304件のうち、令和元年12月末までに終結した事件は271件であり、このうち2年以内で終結したものは207件であった。また、終結事件271件に係る平均処理日数は528.6日であった。

(参考-1表) 新規申立・終結状況

	新規申立	終結状況				終結計	未終結
		取下・和解			命令・決定		
		取下	和解	計			
件数(件)	304	29	183	212	59	271	33
平均処理日数(日)	—	359.0	468.0	453.1	800.0	528.6	—

(参考-2表) 終結事件の処理日数別内訳

	取下・和解			命令・決定	終結計
	取下	和解	計		
6か月以内	13	38	51	0	51
6か月超～1年以内	8	51	59	6	65
1年超～1年6か月以内	2	46	48	9	57
1年6か月越～2年以内	2	20	22	12	34
2年以内計	25	155	180	27	207
2年超	4	28	32	32	64

## 4 終結状況

### (1) 終結件数・終結率

令和元年の取扱件数412件のうち、99件が終結した。終結件数は前年に比べて10件増加した（資料＜統計表＞第22表）。

### (2) 終結区分

終結した99件について、終結区分をみると、命令・決定件数は24件となっており、その内訳は、「全部救済」10件、「一部救済」10件、「棄却」4件である。また、命令・決定以外では、「関与和解」48件、「無関与和解」12件、「取下」15件となっている（資料＜統計表＞第22表）。

### (3) 所要日数

#### ア 所要日数区分別の状況

終結区分別にみた所要日数の分布状況は、第5表に示すとおりである。

第5表 終結事件所要日数区分分布

終結区分 日数	総数	全部救済	一部救済	棄却	却下	関与和解	無関与和解	取下
総数	99	10	10	4	-	48	12	15
49日以内	3	-	-	-	-	-	2	1
50～99日	8	-	-	-	-	5	2	1
100～299日	27	-	-	-	-	16	4	7
300～499日	20	2	-	-	-	14	2	2
500～699日	7	1	-	1	-	3	-	2
700～999日	24	6	5	3	-	7	2	1
1000～1499日	7	1	5	-	-	-	-	1
1500日以上	3	-	-	-	-	3	-	-



## イ 所要日数の平均・最短・最長

終結までに要した日数の平均・最短・最長は第6表に示すとおりである。令和元年の終結事件に係る平均所要日数は、513.3日となっている。

第6表 終結事件所要日数平均・最短・最長

終結 区分	所要 日数	平均	最短	最長	件数
総数		513.3	19	1,800	99
全部救済		765.2	382	1,141	10
一部救済		992.8	821	1,444	10
棄却		793.6	582	913	4
却下		-	-	-	-
関与和解		438.0	56	1,800	48
無関与和解		297.6	29	996	12
取下		364.1	19	1009	15

## 5 不服申立ての状況

令和元年中に当委員会が発した命令・決定書数は21本であった。なお、命令・決定による終結事件数は24件である。

これに対して、再審査あるいは行政訴訟が提起されたものは令和2年1月末現在18本となっており、命令・決定に対する不服申立率は85.7%であった（第7・8表）。

第7表 命令・決定の不服申立状況

区 分	本 数
命 令 ・ 決 定 書	21
不服申立数	18
再審査申立て	18
労働者側	5
使用者側	12
双方	1
行政訴訟提起	1
労働者側	0
使用者側	1
不服申立率	85.7

注1) 不服申立率 = (再審査申立て又は行政訴訟提起があった命令・決定書の本数) ÷ (命令・決定書総本数)

2) 同一の命令・決定書に対し、再審査申立てと行政訴訟提起の双方がなされる場合がある。令和元年の場合、1本が該当するので、不服申立数と内訳の計とが一致しない。

## 第2節 命令・決定事件

### 1 命令・決定事件一覧

令和元年中に当委員会が発した命令・決定書は第8表のとおりである。

第8表 命令・決定事件一覧

※不服等については、2年1月末現在で確認できた情報を掲載している。

順次	事件名	事件番号	申立年月日	終結年月日	該当号別 終結区分	不服申立等の 状況 (申立人)
1	A事件	28不30	H28.3.31	H31.1.29	1・2・3 一部救済	再審査 (双方)
2	T事件	28不71	H28.10.14	H31.3.4	1・3 棄却	再審査 (使)
3	M事件	28不90	H28.12.19	H31.3.4	2 全部救済	確定
4	S事件	28不49	H28.6.20	H31.3.26	1・2・3 一部救済	再審査 (使)
		28不76	H28.11.9			
		28不92	H28.12.19			
5	K事件	29不72	H29.10.11	R1.5.15	3・4 棄却	再審査 (労)
6	A事件	30不24	H30.3.30	R1.6.10	2・3 全部救済	再審査 (使)
7	N事件	30不39	H30.5.25	R1.6.10	2 全部救済	再審査(労) 行政訴訟(使)
8	U事件(団体交渉)	29不32	H29.4.24	R1.7.10	2 棄却	再審査 (労)
9	S事件(団体交渉)	29不10	H29.1.24	R1.7.23	2・3 一部救済	再審査 (使)
		29不12	H29.1.27			
10	T事件	29不82	H29.11.6	R1.7.23	1・3 全部救済	再審査 (使)
11	K事件	29不15	H29.2.17	R1.7.31	2 全部救済	再審査 (使)

順次	事件名	事件番号	申立年月日	終結年月日	該当号別終結区分	不服申立等の状況(申立人)
12	M事件	29不3	H29.1.13	R1.8.21	2・3 全部救済	再審査 (使)
13	J事件	29不51	H29.7.14	R1.9.4	2 全部救済	再審査 (使)
14	H事件	29不46	H29.6.21	R1.9.19	1・2・3 一部救済	再審査 (使)
15	S事件	27不94	H27.10.13	R1.9.25	1・3 一部救済	再審査 (労)
16	N事件	29不24	H29.4.3	R1.10.2	3 棄却	未確定
17	G事件	28不85	H28.12.8	R1.10.23	1・3 一部救済	再審査 (使)
18	G事件	28不95	H28.12.19	R1.11.6	1・3 一部救済	再審査 (使)
19	C事件	28不67	H28.9.29	R1.11.13	1・3 全部救済	再審査 (使)
20	S事件	29不85	H29.11.16	R1.11.13	3 全部救済	未確定
21	Y事件	29不42	H29.6.1	R1.11.20	3 全部救済	再審査 (使)

## 2 命令・決定事件の分類

※ 事件名横の【 】内の数字は、前記第8表の順次のとおりである。

### 1 不当労働行為を構成する事実（申立内容）

#### (1) 不利益取扱い

##### ア 解雇・雇止め等

〈普通解雇〉

・A事件【1】

〈雇止め〉

・H事件【14】

・S事件【15】

〈不採用〉

・K事件【5】

##### イ 賃金等

〈減給〉

・S事件【4】

〈報酬単価の減額〉

・G事件【17】

〈一時金の減額〉

・G事件【18】

##### ウ 配転・業務割当

〈出向〉

・T事件【2】

〈配転〉

・S事件【4】

・C事件【19】

〈集荷業務を減らす業務命令・定時帰宅措置〉

・T事件【10】

〈担当外し、業務依頼回数の減少、授業コマ数の減少〉

・S事件【15】

##### エ その他

〈降格〉

・S事件【4】

〈最終警告書の交付〉

・S事件【15】

## (2) 団体交渉拒否

### ア 団体交渉拒否の理由

〈交渉の行き詰まり〉

・M事件【3】

・U事件(団体交渉)【8】

〈交渉事項〉

・S事件【4】

・J事件【13】

〈書面による回答実施〉

・N事件【7】

〈使用者性〉

・U事件(団体交渉)【8】

・H事件【14】

〈開催場所〉

・S事件(団体交渉)【9】

・M事件【12】

〈労働者性〉

・K事件【11】

### イ 交渉方式・態様

〈使用者の交渉態度・説明内容〉

・A事件【1】

・M事件【3】

・A事件【6】

・H事件【14】

### (3) 支配介入

#### ア 反組合的言動

〈組合事務所の使用制限〉

・A事件【1】

〈就業時間内の面会拒否〉

・A事件【1】

〈組合掲示板の移設申入れ〉

・A事件【1】

〈書籍の出版〉

・S事件(団体交渉)【9】

〈解雇するための理由を探している旨を発言〉

・S事件【15】

〈組合掲示板の不貸与及び休憩室の終業時間外利用の拒否〉

・G事件【18】

〈面談等での発言〉

・G事件【18】

〈脱退勧奨発言〉

・S事件【20】

〈組合事務所の明渡し要求〉

・Y事件【21】

#### イ 人事権の行使

〈個別面談・退職勧奨〉

・A事件【1】

〈出向〉

・T事件【2】

〈配転〉

・S事件【4】

・S事件【15】

・C事件【19】

〈降格・減給〉

・S事件【4】

〈契約期間の短縮〉

・K事件【5】

〈退職願撤回の不承認〉

・K事件【5】

〈不採用〉

・K事件【5】

〈集荷業務を減らす業務命令・定時帰宅措置〉

・T事件【10】

〈雇止め〉

・H事件【14】

・S事件【15】

〈担当外し、授業コマ数の減少、業務依頼回数の減少〉

・S事件【15】

〈スキル評価制度の導入及び運用〉

・N事件【16】

〈報酬単価の減額〉

・G事件【17】

〈一時金の減額〉

・G事件【18】

#### ウ 団体交渉に係る会社の対応

・A事件【1】

・M事件【12】

#### エ 他組合との差別的取扱い

・A事件【6】

#### オ その他

〈支部組合員及び上部団体構成員以外の部外者の入構禁止〉

・A事件【1】

〈組合及び組合員を被告とする訴訟の提起〉

・S事件【4】



〈組合文書の引渡し拒否及び回収並びに組合員に対する嚴重注意〉

・M事件【12】

〈最終警告書の交付〉

・S事件【15】

〈口頭注意、口頭警告、電子メール及び書面の発信〉

・G事件【17】

## 2 不当労働行為の要件・救済手続

### (1) 当事者適格等

#### ア 申立人適格

〈教室指導者〉

・K事件【11】

〈語学講師〉

・G事件【17】

#### イ 使用者性

〈吸収合併〉

・U事件(団体交渉)【8】

〈建物の使用許可者〉

・H事件【14】

〈100パーセント出資の株主等〉

・N事件【16】

### (2) 救済利益

〈申立て後の団体交渉応諾〉

・N事件【7】

・J事件【13】

〈申立て期間〉

・N事件【16】

### (3) 救済方法

〈一時金の減額に対する救済〉

・G事件【18】

### 3 救済命令

#### (1) 不利益取扱いの救済

〈降格処分をなかったものとして取り扱うこと及び賃金相当額の支払〉

・S事件【4】

〈配転命令をなかったものとして取り扱うこと及び原職又は原職相当職復帰〉

・S事件【4】

・C事件【19】

〈集荷業務量を減らしたことにより減少した賃金相当額の支払〉

・T事件【10】

〈組合員に対する「最終警告書」をなかったものとして取り扱うこと〉

・S事件【15】

〈一時金についてマイナス査定をなかったもの等として取り扱うこと及び既支払額との差額の支払〉

・G事件【18】

#### (2) 団体交渉拒否の救済

##### ア 団体交渉応諾

・S事件【4】

・A事件【6】

・M事件【12】

・K事件【11】

・J事件【13】

##### イ 文書交付又は掲示のみ

・M事件【3】

・N事件【7】

・H事件【14】

#### (3) 支配介入の救済

##### ア 反組合的言動の禁止

・G事件【17】

・G事件【18】

・S事件【20】

## イ その他

〈降格処分をなかったものとして取り扱うこと及び賃金相当額の支払〉

・S事件【4】

〈配転命令をなかったものとして取り扱うこと及び原職又は原職相当職復帰〉

・S事件【4】

〈集荷業務量を減らしたことにより減少した賃金相当額の支払〉

・T事件【10】

〈組合文書の引渡しの拒否等を行わないこと〉

・M事件【12】

〈組合員に対する「最終警告書」をなかったものとして取り扱うこと〉

・S事件【15】

〈一時金について、マイナス査定をなかったもの等として取り扱うこと及び既支払額との差額の支払〉

・G事件【18】

〈配転命令をなかったものとして取り扱うこと等〉

・C事件【19】

〈組合事務所の従前どおりの貸与〉

・Y事件【21】

## ウ 文書交付又は掲示のみ

・A事件【4】

・A事件【6】

・S事件(団体交渉)【9】

## (4) 文書交付・掲示

### ア 文書交付

・A事件【1】

・M事件【3】

・S事件【4】

・A事件【6】

・N事件【7】

・S事件(団体交渉)【9】

・H事件【14】

・S事件【15】

・G事件【17】

イ 文書揭示

・M事件【12】

・C事件【19】

ウ 文書交付及び揭示

・T事件【10】

・K事件【11】

・J事件【13】

・G事件【18】

・S事件【20】

・Y事件【21】

### 3 命令・決定事件の概要

#### 1 A事件（28不30、31.1.29終結、一部救済）

##### (1) 事件の概要

本件は、①会社の製造事業からの撤退、組合員の雇用維持、28年度の賃上げ及び組合による金銭解決案の提示に係る団体交渉における会社の対応、②会社が、組合の団体交渉参加人数について行った申入れ、③会社が、組合員に対し、支部組合員及び上部団体構成員以外の部外者が承諾なく会社敷地内に立ち入ることを控えるよう申し入れたこと、④会社が、組合事務所の使用時間を制限したこと、事前に利用日等を届けない限り組合事務所の使用を認めないとしたこと、組合事務所の使用に当たり、車等で会社への入構を禁じたこと、⑤会社が、組合から申入れのあった就業時間内の面会を認めなかったこと、⑥会社が、組合に対し、娯楽室内に設置されていた組合掲示板を移設するよう求めたこと、⑦会社が、組合員に対して、個別面談を行い退職勧奨したこと、⑧会社が支部組合員8名を解雇したことが、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

##### (2) 主文の要旨

- ア 文書交付
- イ アの履行報告
- ウ その余の申立ての棄却

##### (3) 判断の要旨

ア 会社の製造事業からの撤退等に係る団体交渉における会社の対応について

###### (7) 交渉ルール

会社は、本件事業撤退について、組合との協議を十分に行ったものというべきであるから、会社が合意した交渉ルールに違反しているという組合の主張を採用することはできない。

###### (4) 組合員以外の従業員に対する説明等

会社が組合との団体交渉を軽視して説明会を行ったとみる

ことはできず、会社が27年12月28日及び同月29日に従業員に対して説明会を実施したことをもって、その対応が不誠実であったとはいふことはできない。

(7) 組合要求資料の開示

会社は、組合の資料開示の要求から第7回団体交渉までの約2か月の間に、会社としては必要性を認められないと考えるものも含め、資料を提出し、そのうえで希望退職募集を開始したいと組合に申し入れている。このような状況からすると、会社の対応が不誠実なものであったとまではいえない。

(8) 本件事業撤退に係る団体交渉

会社は、本件事業撤退の必要性と不可避性について、会社なりに説明を行っており、会社が組合の合意を得るための努力を行わなかったとみることはできない。会社としては、団体交渉を重ねても合意退職の話合いに応じようとしなかった組合がようやく出した条件も希望退職の条件と余りにかけ離れたものであったことから、組合との話合いによる解決はもはや困難であると判断してもやむを得なかった。

したがって、本件事業撤退に係る団体交渉における会社の対応が不誠実なものであったといふことはできない。

(9) 賃上げ要求に係る団体交渉

会社は、必ずしも有額回答を約束したものとはいえず、また、ゼロ回答を行ったことも不合理とはいえない。

したがって、賃上げ要求に対する会社の対応が不誠実であったといふことはできない。

(10) 結論

その余の事実をみても、本件事業撤退等に係る団体交渉における会社の対応が不誠実であったと認めるに足りるものはない。したがって、団体交渉における会社の対応が不誠実だったとはいえない。

イ 会社が組合の団体交渉参加人数について行った申入れについて

組合の参加人数は従前と変わらず団体交渉が継続して行われており、会社は飽くまでも要請をしたにとどまっているといえる。

したがって、支配介入に当たるとはいえない。

ウ 会社が、組合に対し、28年1月28日付けで、支部組合員及び上部団体構成員以外の部外者が承諾なく会社敷地内に立ち入ることを控えるよう申し入れたことについて

これまでに組合の集会等のために、支部組合員及び上部団体構成員以外の者が会社敷地内に立ち入っていたという事実を認めるに足りる疎明はなく、また、かかる立入りを認める労使協定等の締結の事実も認められない。

したがって、会社の組合に対する申入れには相当な理由があるというべきであって、この申入れが支配介入に当たるとはいえない。

エ 会社が、組合事務所の使用時間を制限したこと等について

(7) 組合事務所の使用時間の制限及び使用日時等の事前届出

本件事業撤退に伴う守衛の配置や機械警備の導入等の事情が認められ、会社が、組合事務所の使用日時の制限や事前届出制としたことを支配介入ということはできない。

(1) 組合事務所の使用に当たっての車等での入構禁止

会社が、通勤の便宜のために限って認めていた車等での会社への入構を、組合事務所の使用に当たって認めなかったことが不合理であるとまではいえず、これを支配介入ということはできない。

オ 会社が、28年4月頃、組合から申入れのあった就業時間内の面会を認めなかったこと

会社の対応が労使間の合意や労使慣行に反するということができず、後に組合が実績と主張する範囲内で会社が面会を許可していることも考慮すると、会社が、就業時間内の面会を認めなかったことが支配介入に当たるとはいえない。

カ 会社が、組合に対し、娯楽室内に設置されていた組合掲示板を移設するよう求めたこと

会社が支部組合の解雇後、立入を認めていない娯楽室内の組合掲示板を使用しないよう求めたことをもって、支配介入と評価することはできない。

キ 会社が、組合員に対して個別面談を行い、退職勧奨したこと  
会社が希望退職に応じなかった組合員に対して、4回にわたり個別面談を実施したことは、組合の頭越しに個々の組合員に対して希望退職に応ずるよう直接働き掛けるものであったといわざるを得ず、支配介入に当たる。

ク 会社が28年9月30日付けで支部組合員8名を解雇したこと  
会社は、本件事業撤退に伴い、経理担当の1名を除き、組合員を含む従業員の全員を退職させる方針を採っており、会社が組合員を排除するために支部組合員8名を解雇したものとみることは到底できないし、また、会社が組合を嫌悪して、本件事業撤退を行ったとみることもできない。

したがって、この解雇が、組合活動を理由とした不利益取扱いに当たるとはいえない。

## 2 T事件（28不71、31.3.4終結、棄却）

### (1) 事件の概要

本件は、会社が、Xに対し、申立外A会社への出向及びB市にある同社C事業所勤務を命じたこと（以下「本件出向」という。）が、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

### (2) 主文の要旨

本件申立てを棄却する。

### (3) 判断の要旨

本件出向に至るまでの労使関係をみると、会社が組合を嫌悪していたことを推認させる事情が認められるものの、本件出向には、業務上の必要性があり、現に一定の成果も上がっていることに加え、本件出向により、Xに人事上・経済上の明らかな不利益があったとはいえず、組合活動に大きな支障を来すほどの不利益が生じたともいえない。



したがって、本件出向が組合員であることを理由とした不利益取扱い及び組合の運営に対する支配介入に当たるとまではいえない。

### 3 M事件（28不90、31.3.4終結、全部救済）

#### (1) 事件の概要

本件は、①28年5月19日、7月15日及び8月25日のXの非常勤講師契約更新に関する団体交渉（以下「本件団体交渉」という。）における大学の対応、②組合の28年9月19日付及び11月11日付団体交渉申入れに対する大学の対応が、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

#### (2) 主文の要旨

ア 文書交付

イ アの履行報告

#### (3) 判断の要旨

ア 本件団体交渉における大学の対応について

本件団体交渉における大学の対応は、事務折衝の経緯を踏まえた上で交渉が継続できるような対応であったとは到底いうことはできない。大学は、法学部の教授を出席させるか、又は、法学部から十分な説明を受けた理事を出席させ、事務折衝の経緯を踏まえた上での交渉に努めるべきであったといえる。

したがって、大学の対応は、不誠実な団体交渉であったといわざるを得ない。

イ 組合の28年9月19日付及び11月11日付団体交渉申入れに対する大学の対応について

(1) 組合の団体交渉申入れに対する大学の回答は、要求事項について交渉の余地はなく、団体交渉が行き詰まっていることを理由に、組合が従前の要求事項を繰り返す限り、団体交渉に応じる必要がないとの意思を示したものと解釈するほかなく、団体交渉を拒否したものと見える。

(2) 本件団体交渉において、大学は誠実交渉義務を尽しておらず、団体交渉が行き詰まりの状態に達していたとは認められ

ないから、大学の対応は、正当な理由のない団体交渉拒否に当たる。

#### 4 S事件（28不49外2件、31.3.26終結、一部救済）

##### (1) 事件の概要

本件は、①28年5月31日の団体交渉において、会社が、ハワイセミナー（会社が販売代理店の店主を招いて開催した報奨旅行）におけるY営業本部長の代理店主に対する言動（以下「本件行為」という。）は義務的団交事項には当たらないとして協議に応じなかったこと、②会社が、X1委員長に対し、28年10月1日付けで降格処分としたこと、③会社が、X1委員長に対し、28年10月1日付けで東京支店から本社お客様課への配転を命じたこと、④会社が、組合及びX1委員長を被告として、名誉棄損訴訟を提起したこと、⑤会社が、組合員X2に対し、29年4月1日付けで東京支店から名古屋支店へ配転を命じたこと、⑥会社が、X3書記長に対し、29年4月3日付けで減給処分としたことが、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

##### (2) 主文の要旨

ア 会社は、組合が、本件行為について団体交渉を申し入れたときは、義務的団体交渉事項には当たらないとして拒否せず、誠実に応じなければならない。

イ 会社は、X1委員長に対して行った降格処分をなかったものとして取扱い、同処分がなければ支払われるべきであった賃金相当額と、既支払賃金額との差額を支払わなければならない。

ウ 会社は、X1委員長に対して行った配転命令をなかったものとして取扱い、東京支店の原職又は原職相当職に復帰させなければならない。

エ 文書交付

オ イ、ウ及びエの履行報告

カ その余の申立ての棄却

##### (3) 判断の要旨

ア 28年5月31日の団体交渉について

Y本部長の行為に対する会社の対処の内容は、従業員の就業環境に影響を及ぼす事項であり、義務的団交事項に当たる。

団体交渉において、会社は、組合に対して、Y本部長の行為は、会社のコンプライアンス委員会にてセクハラに該当しないと判断された旨を回答するのみで、それ以上の説明等は何ら行わなかったのであるから、会社の対応は、不誠実な団体交渉に当たる。

#### イ X 1 委員長に対する降格処分について

会社は、殊更詳細にX 1 委員長の行為を調査していたことがうかがわれ、また、懲戒処分の決定過程等において不自然な点が認められる。

また、本件降格処分は、処分量定が行為内容と均衡のとれたものといえるかについては疑問であり、当時、X 1 委員長が行った組合活動によって緊迫した労使対立が生じていたことも併せ考えると、会社は、反組合的意図をもって過重な処分を科したものとみるほかない。

よって、本件降格処分は、組合員であるが故の不利益取扱い及び組合運営に対する支配介入に当たる。

#### ウ X 1 委員長に対する本社お客様相談課への配転について

X 1 委員長の配転先であるお客様相談課は、業務量の増加が見込まれていたとはいえ、また、X 1 委員長は、職場での言動が問題視されて懲戒手続が進められ、上司等からの評価も高くなかったことから、お客様相談課を増員する必要性と同委員長を同課へ配置する合理性は乏しい。

そして、降格処分と本件配転が同時期に行われたことや、当時の緊迫した労使関係等を併せ考えると、本件配転は、組合の中心人物であるX 1 委員長を活動拠点から遠方に放逐し、組合の活動力を削ぐことを意図したものとみるほかない。

よって、X 1 委員長に対する本件配転命令は、組合員であるが故の不利益取扱い及び組合に対する支配介入に当たる。

エ 名誉毀損訴訟の提起について

会社及びY本部長からすれば、組合が行ったウェブページへの掲載内容等は、会社及びY本部長の社会的信用を損なうものとして、看過できないものであったとみるのが相当である。

会社は、それに対して、生じた損害の賠償を回復すべく訴訟提起したのであるから、訴訟制度を悪用して組合活動を不当に妨害したとみることはできない。

よって、本件名誉毀損訴訟の提起は、組合に対する支配介入に当たるとはいえない。

オ X2に対する名古屋支店への配転について

X2は、解消が進められた長期滞留者（同一部署に5年以上在籍する者）であり、同時期にX2以外の長期滞留者も配転されている。また、苦情が寄せられたX2の行為は不適切な行為であり、会社が、同人を代理店主と接する機会の少ない内勤の部署へ配置したことは、相応の合理性がある。

よって、本件配転は、X2の活動に対する報復として、会社が同人の子の養育を困難にさせるために行ったなどとみることはできず、組合員であるが故の不利益取扱い又は組合に対する支配介入に当たるとはいえない。

カ X3書記長に対する減給処分について

X3書記長は、業務時間中に、明らかに業務外の行為を行っており、それらは、懲戒処分の対象となり得る職務懈怠行為である。本件減給処分は、同一の懲戒事由により処分された他の従業員と比べてとりわけ重いとはいえず、懲戒手続上の不備も認められない。

よって、X3書記長に対する減給処分は、反組合的意図に基づいて行われたとはいえず、組合員であるが故の不利益取扱い又は組合に対する支配介入に当たるとはいえない。

## 5 T事件（29不72、元. 5. 15終結、棄却）

### (1) 事件の概要

本件は、①会社が、X 1 及びX 2 との労働契約において、契約期間を6か月から3か月に短縮したこと、②会社が、X 3 を30年1月以降嘱託採用しないこと、③会社が、X 2 の29年12月30日付退職願の撤回を認めないことが、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

### (2) 主文の要旨

本件申立てを棄却する。

### (3) 判断の要旨

ア 会社が、X 1 及びX 2 との労働契約において、契約期間を6か月から3か月に短縮したことについて

労働契約期間短縮措置は、組合員であるか否かにかかわらず、従業員に一律に適用されていたというべきである。

また、本件労働契約期間短縮措置によって、組合員に具体的な不利益が生じたとはいえない。

よって、会社が、X 1 及びX 2 との労働契約の期間を6か月から3か月に短縮したことが、不当労働行為に当たるということはできない。

イ 会社が、X 3 を30年1月以降嘱託採用しないこと

(1) 会社では、嘱託採用希望者が全て雇用継続されてきたとまで認めることはできない。

(2) 会社が補充要員を配属したことは、X 3 の意向を踏まえた対応として無理からぬことであり、組合活動の中心人物を排除する意思によるものであったとまで認めることは困難である。

(3) さらに、会社が、X 3 と面談を行ったところ、同人は、再雇用を希望する意思を明示しなかったのであるから、すでに同人の補充要員を配属していた会社が、同人を再雇用しないという判断を維持したことも不自然とはいえない。

(4) 加えて、本件労使関係全体を見ても、会社が、組合を嫌悪していたと認めるに足りる事実の疎明もないことから、X 3 の

嘱託不採用は、組合の運営に対する支配介入に当たるとは認め難い。

(カ) また、X 3の嘱託不採用は、当委員会への救済申立てを理由とする不利益取扱いにも当たらない。

ウ 会社がX 2の29年12月30日付退職願の撤回を認めないことについて

会社には、12月30日付退職願の撤回に応じられない相応の理由があったと認められる。

加えて、会社には、組合又は組合員であるX 2を嫌悪していたとうかがえる事情は認められず、会社が、殊更に組合員を排除しようとしていたとはいえない。

以上のことから、会社が、X 2の12月30日付退職願の撤回を認めないことが、不当労働行為に当たるということはできない。

## 6 A事件（30不24、元. 6. 10終結、全部救済）

### (1) 事件の概要

本件は、①組合が、30年6月25日に組合掲示板の設置貸与及び18時以降の会議室の利用という便宜供与を求めたことに対し、7月4日に会社がこれを拒否したこと、②組合が30年2月28日付けで要求した便宜供与を議題とする団体交渉における会社の対応が、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

### (2) 主文の要旨

ア 会社は、組合が便宜供与を議題とする団体交渉を申し入れたときは、誠実に応じなければならない。

イ 文書交付

ウ イの履行報告

### (3) 判断の要旨

ア 団体交渉における会社の対応について

会社は、組合に対する便宜供与について、できる限り多数組合のA組合に対する便宜供与と均衡のとれた取扱いを模索すべきであったといえる。

しかしながら、会社は、組合が譲歩の余地を示したことを受けても、便宜供与を拒否する姿勢を変えず、持ち帰って検討することすら拒否したのであり、また、便宜供与を拒否する具体的な事情をなんら説明していないのであるから、会社は、組合の要求内容いかににかかわらず、現段階では一切の便宜供与を行わないとの姿勢を示したものとみられてもやむを得ない。

よって、団体交渉における会社の対応は、自らの考えについて具体的に説明し組合の理解を得ようとする努力や、合意達成の可能性を模索する努力を欠いているものとみざるを得ず、不誠実な団体交渉に当たるといふべきである。

#### イ 便宜供与について

会社は、組合の具体的な要求に対し、具体的な事情をなんら説明せず、組合と会社との間に信頼関係がいまだ存在しないという抽象的な理由を述べるだけで拒否したのであるから、結局、会社は、組合の要求内容いかににかかわらず、現段階では一切の便宜供与を行わないとの姿勢を示したものとみられてもやむを得ない。

したがって、会社が本件便宜供与の要求について、合理的な理由を示さずにこれを拒否した対応は、中立保持義務に反し、支配介入に当たる。

## 7 N事件（30不39、元. 6. 10終結、全部救済）

### (1) 事件の概要

本件は、Xの再雇用の労働条件について団体交渉期日の候補日を記載した組合の通知申入書に対する会社の対応が、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

### (2) 主文の要旨

#### ア 文書交付

#### イ アの履行報告

### (3) 判断の要旨

ア 組合は、会社が団体交渉に応じたそれまでの要求書と全く同じ書式で、団体交渉の候補日を記載して応諾について回答を求めているのであるから、組合は会社に対して明確に団体交渉を申し入れているというべきである。

イ 会社は、労使双方平行線のまま協議が調う見込みはないなどと書面で回答している。しかし、労使双方平行線のまま協議が調う見込みがなくなっていたものとはいえない。また、会社は、団体交渉において社内規則等について説明し、要求を確認し、妥結の道を探り、組合の要求を受け入れられないのであればその理由を説明すべきであって、団体交渉の必要がなく、書面による回答で十分であるとはいえない。

ウ 以上のとおり、組合は通知申入書により団体交渉を申し入れており、会社がこれに応じていないことに正当な理由は認められないのであるから、会社の対応は、正当な理由のない団体交渉拒否に当たる。

## 8 U事件（団体交渉）（29不32、元.7.10終結、棄却）

### (1) 事件の概要

本件は、組合が29年4月10日付けで申し入れた団体交渉に会社が応じなかったことが、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

### (2) 主文の要旨

本件申立てを棄却する。

### (3) 判断の要旨

会社は、合併前のA会社が行った本件解雇について使用者の地位を引き継いでいるところ、組合とA会社との団体交渉は、交渉を尽した上で行き詰まり状態に達しており、本件解雇は、その団体交渉結果を受けて行われたものである。その後の会社とA会社との合併によって、事情が変化している可能性があるとはいえるものの、組合は、合併を経て会社が改めて団体交渉に応ずべき状



況となったといえるような事情が生じたことについて特段言及していない。これらの状況からすれば、組合が申し入れた交渉事項は、実質的には、A会社との団体交渉における交渉事項と同様のものであると解さざるを得ず、会社が交渉事項について、これ以上団体交渉で合意に至る可能性はないとして申入れに応じなかったことも、やむを得ない対応であったというべきである。

したがって、会社の対応は、正当な理由のない団体交渉拒否に当たるということはできない。

## 9 S事件（団体交渉）（29不10外1件、元.7.23終結、一部救済）

### (1) 事件の概要

本件は、①組合の28年9月30日付団体交渉申入れに対する会社の対応、②会社が、28年9月10日付けで、A著『中小企業がユニオンにつぶされる日』（以下「本件書籍」という。）を出版したことが、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である

### (2) 主文の要旨

ア 文書交付

イ アの履行報告

ウ その余の申立ての棄却

### (3) 判断の要旨

ア 組合の28年9月30日付団体交渉申入れに対する会社の対応について

組合と会社とは、団体交渉の開催場所につき、組合は組合会議室を、会社は会社会議室を主張し相互に譲らず、合意に至らぬまま開催日時を迎えたため、団体交渉は行われなかった。

従前、団体交渉は会社会議室で開催されてきたところ、この間、開催場所について労使で主張が対立したことはなかった。

開催場所を会社会議室とすることが、組合が応じられないような開催条件であったとはいえない。

組合の対応は開催場所の変更に関する説明として不十分なものであったといわざるを得ず、開催場所について合意できなかつ

った原因が会社のみにあるということとはできない。

また、会社が団体交渉の延引を目的として会社会議室での開催に固執したとみるのは相当ではなく、さらに、以後の団体交渉応諾を一切拒否したとまでいうことはできない。

以上のとおりであるから、会社の対応は、正当な理由のない団体交渉拒否に当たるとまではいえない。

イ 会社が、28年9月付けで本件書籍を出版したことについて

本件書籍の出版行為は、その記載内容も含め使用者である会社の言動であると認められる。

本件書籍を出版した時点は、組合と会社との間は極めて緊迫した労使関係にあったものである。この極めて緊迫した労使関係下において、会社が、組合とXの組合活動に支障や萎縮を生じさせる記述部分がある本件書籍を出版したことは、組合の運営に支配介入したものとわざるを得ない。

以上のとおり、会社が28年9月10日付けで本件書籍を出版したことは、組合の運営に対する支配介入に当たる。

## 10 T事件（29不82、元. 7. 23終結、全部救済）

### (1) 事件の概要

本件は、29年11月1日から30年1月31日までの間に、組合員らに対し集荷業務の量を減少させ、定時で帰宅させる措置（以下「本件措置」という。）を講じたことが、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

### (2) 主文の要旨

ア 会社は、組合員に対し、29年11月1日から30年1月31日までの間に集荷業務を減らしたことによって減少した賃金差額相当額を支払うこと。

イ 文書交付・掲示

ウ ア及びイの履行報告

### (3) 判断の要旨

#### ア 本件措置の不利益性について

組合員個人にとっても組合組織にとっても打撃の大きい本件措置には、不利益性が認められる。

#### イ 会社が、組合が労働組合の正当な行為を行ったことを理由に本件措置を執ったといえるかについて

会社の対応は、組合が賃金体系の是正を求めて組合活動を行っていることを理由に組合員全員に対して本件措置を執ったのではないかと疑わせるに足りるものといえる。

この点に加え、本件措置が行われた時期が労使関係の極めて緊迫した時期であったこと、会社が本件措置を執ったとする理由がいずれも採用できないことを併せ考えれば、会社は、労働組合の正当な行為である本件拒否闘争を嫌悪し、これを理由に同闘争を行った組合及び組合員に打撃を与える意図で本件措置を行ったものとみざるを得ない。

したがって、本件措置は、組合が労働組合の正当な行為である本件拒否闘争を行ったことを理由とする不利益取扱いに当たるとともに、組合活動を委縮させることを企図した組合の運営に対する支配介入にも当たる。

## 11 K事件（29不15、元. 7. 31終結、全部救済）

### (1) 事件の概要

本件は、教室指導者が結成した組合が28年12月26日付けで申し入れた団体交渉に会社が応じなかったことが、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

### (2) 主文の要旨

ア 会社は、組合の申し入れた団体交渉に誠実に応じること。

イ 文書交付・掲示

ウ イの履行報告

### (3) 判断の要旨

#### ア 教室指導者は労働組合法上の労働者に当たるかについて

本件における教室指導者は、ア)会社に不可欠な労働力として会社の事業組織に組み入れられており、イ)会社が本契約の内容を一方的、定型的に決定しているということができ、ウ)教室指導者の得る報酬は、労務の提供の対価又はこれに類する収入としての性格を有しており、エ)実態上、会社からの業務の依頼に対して、これに応ずべき関係にあり、カ)広い意味で会社の指揮監督下に業務を遂行していると解することができ、その業務の遂行については一定の時間的場所的拘束を受けているということが出来る一方、キ)顕著な事業者性を認めることはできない。

これらの事情を総合的に勘案すれば、本件における教室指導者は、会社との関係において労働組合法上の労働者に当たると解するのが相当である。

#### イ 組合が28年12月26日付けで申し入れた団体交渉に会社が応じなかったことについて

組合が申し入れた交渉事項は、労働組合法上の労働者である組合員の労務対価としての性質を持つ報酬に直接影響を及ぼす事項であるから、労働条件に関する事項であり、また、会社が使用者としての立場で実質的に決定又は支配できるものであるから、義務的団体交渉事項に当たると解するのが相当である。

したがって、会社が組合の申し入れた団体交渉の応じなかったことは、正当な理由のない団体交渉拒否に当たる。

## 12 M事件（29不3、元. 8. 21終結、全部救済）

### (1) 事件の概要

本件は、①法人が、団体交渉の開催場所をAキャンパス及びBキャンパスに限定する旨を回答し、東京事務所での開催を受け入れなかったこと、②法人が、本件組合ニュース入りの封書を各教職員に引き渡さず、また既に教職員に引き渡した封書を回収したこと並びに組合がAキャンパスの教職員宛てに組合ニュースを

送付したことについて28年3月10日付けで組合及びその執行委員長らに対し嚴重注意を行ったことが、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

(2) 主文の要旨

ア 法人は、組合が団体交渉を申し入れたときは、開催場所をAキャンパス又はBキャンパスに限定することなく、これに応じなければならない。

イ 法人は、組合がAキャンパスの教職員宛てに郵送する組合ニュース入りの封書を各教職員に引き渡さず、また、上記郵送行為について同組合及びその執行委員長らに対し嚴重注意するなどして、同組合の運営に支配介入してはならない。

ウ 文書掲示

エ ウの履行報告

(3) 判断の要旨

ア 団体交渉の開催場所をAキャンパス又はBキャンパスに限定する旨を回答し、東京事務所での開始を受け入れなかったことについて

組合側にはAキャンパス又はBキャンパスでの開催に支障があることが認められ、この点について組合が資料を示して説明しているにもかかわらず、法人は、26回の開催実績がある東京事務所での開催を合理的な理由もなく拒んでいるといわざるを得ず、また、組合の交互開催という譲歩案に対してもこれを一顧だにせず拒否しているのであるから、法人は、組合にとって支障のある開催状況を意図的に押し付けようとしているものとみざるを得ない。

したがって、法人の対応は、不誠実な団体交渉に当たるとともに、組合の運営に対する支配介入にも当たるといふべきである。

イ 法人による組合が教職員宛てに郵送した封書の回収並びに組合及びその執行委員長らに対する嚴重注意について

法人の行為は、かねてから、勤務時間の内外を問わず、法人施設内での一切の組合活動禁止を言明していた法人が、その意思

を貫徹するために行ったものとみるべきものであり、法人が組合の活動を抑制し、弱体化することを意図したものであるとみざるを得ないものであるから、組合の運営に対する支配介入に当たるといふべきである。

### 13 J事件（29不51、元.9.4終結、全部救済）

#### (1) 事件の概要

本件は、地本が28年11月1日付けで、また、組合が12月19日付け、29年2月3日付け及び3月9日付けで申し入れた団体交渉に会社が応じなかったことが、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

#### (2) 主文の要旨

ア 会社は、組合及び地本から、組合員が私傷病を理由として年次有給休暇を取得する際の診断書の取扱いについて団体交渉の申入れがあった場合には、これまでの解説書等の内容とは異なる会社の基本協約や就業規則等の解釈について、その異なる理由を、根拠資料等を示して具体的に説明するなどして、速やかにこれに応じなければならない。

イ 文書交付・掲示

ウ イの履行報告

#### (3) 判断の要旨

ア 会社が団体交渉に応じなかったことについて

会社は、手続全体にわたり、個別の団体交渉義務を免れる程度にまで誠実に対応したということとはできず、実質的な団体交渉が行われたものと評価することはできないから、会社が組合からの団体交渉申入れに応じなかったことは、いずれも正当な理由のない団体交渉拒否に当たる。

イ 救済利益について

会社は、本件申立て後の定例の団体交渉においても、自らの解釈を一方向的に告げることを繰り返すのみで、組合らに、その解釈の根拠や合理性を示して説明をしていないのであるから、

本件の救済利益は失われていない。

なお、組合は、本件申立て後、基本協約の締結に応じているが、これに先立つ団体交渉において、条項の解釈について労使間の認識が異なり、対立状態にあることが明らかとなり、この問題は何ら解決していないのであるから、本件において組合が基本協約を締結したことをもって直ちに救済利益がなくなったということとはできない。

#### 14 H事件（29不46、元. 9. 19終結、一部救済）

##### (1) 事件の概要

本件は、①会社が、29年4月3日付けの通告により、Xを同月30日付けで雇止めとしたこと、②Xの雇止めに係る団体交渉における会社の対応、③都の行為が、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

##### (2) 主文の要旨

- ア 会社による文書交付
- イ アの履行報告
- ウ 都に係る申立ての却下
- エ その余の申立ての棄却

##### (3) 判断の要旨

###### ア Xの雇止めについて

Xが配布した都や都知事を批判するビラの内容は、本件雇止めの決定に影響しているといえるものの、会社が、本件雇止め決定時において、同人が組合員であることや、同人の活動が組合活動ないし組合結成活動であることを認識していたとまで認めることはできない。したがって、本件雇止めが、Xが組合員であることや同人の組合活動を理由とした不利益取扱い、又は組合活動の抑制を図る支配介入に当たるということはできない。

###### イ 会社の団体交渉における対応について

###### (1) 雇用契約書の契約期間について

会社の説明は、団体交渉の度に内容が若干変わっており、

組合が誤解したり、混乱したりしたのも無理からぬことである。しかし、会社が意図的に虚偽やごまかしの説明をしたとまでは認められない。

したがって、団体交渉における会社の説明が不誠実であったとまでいうことはできない。

(イ) Y 1 店長の出席について

Y 1 店長から聞き取り調査を行った上で団体交渉に臨んでいる会社が、同店長の団体交渉への出席を拒んだことが、不誠実な対応であるとまではいえない。

(ロ) 退職届の提出要求について

Y 2 MG は、第 1 回団体交渉で直ちに自分の指示したことを説明せず、一旦持ち帰って事実関係等を確認した上で、次の第 2 回団体交渉において説明したが、このことが不誠実な対応であるとまではいえない。

(ハ) X の雇止め理由について

会社は、雇止めの理由に関わる重要な部分について虚偽の発言を行っていたものとみざるを得ず、このような対応は、雇止めの撤回を議題とする団体交渉の核心部分への進展を妨げたものとして、不誠実であるといわざるを得ない。

以上のとおりであるから、X の雇止め理由に係る団体交渉における会社の対応は、不誠実な団体交渉に該当する。

ウ 都の使用者性等について

都は、会社に対し、行政財産である建物の使用を許可する関係にあるが、従業員の人員や雇用形態をどうするかは、会社が決定することであって、その会社の決定に都が関与した事実は認められない。

仮に、都が、会社のメニューに何らかの影響力を有していたとしても、そのことから、都が会社の従業員の労働条件を支配、決定できる関係にあったとまでいうことはできない。

以上のとおり、都が会社の従業員の労働条件の決定に関与したり、影響力を及ぼしたということとはできないのであるから、



都は、Xとの関係で労働組合法上の使用者に当たるとはいえず、都に対する申立ては、却下を免れない。

## 15 S事件（27不94、元. 9. 25終結、一部救済）

### (1) 事件の概要

本件は、①X 1をZ 1社の担当から外したこと及び同人に対する仕事の依頼回数が減少したこと、②X 2の授業コマ数が減少したこと、③27年5月頃、X 3の上司であるY教区長が、FCオーナーのZ 2に対し、X 3を解雇するための理由を探している旨の発言、④X 3をA校からB校へ配置転換したこと及び同人のB校における木曜日の授業を外したこと、⑤X 4に対し、欠勤を理由に28年4月11日付「最終警告書」を交付したこと、⑥X 4に対する29年2月末日付けの雇止めが、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

### (2) 主文の要旨

ア 組合員X 4に対する28年4月11日付「最終警告書」をなかったものとして取り扱わなければならない。

イ 文書交付

ウ イの履行報告

エ その余の申立ての棄却

### (3) 判断の要旨

ア X 1をZ 1社の担当から外したこと等について

(1) X 1をZ 1社の担当から外したことについて

授業が予定どおり開催されない理由がストライキであったとしても、Z 1社からの担当講師変更の依頼に会社が応じることは、業務上の必要性に基づく対応であるといえる。会社が、X 1に担当講師変更に伴う休業手当を支給していたことも考慮すれば、Z 1社の担当講師を変更してX 1を同社の担当から外したことは、同人が組合員であることや組合活動を理由とする不利益取扱い、又は組合らの組織運営に対する支配介入であるとまでいうことはできない。

(4) X 1 に対する仕事の依頼回数が減少したこと

会社は、X 1 に対し、27年2月以降、講師の仕事は一切依頼しなくなり、これまでより少ない頻度で業務を依頼していることの合理的な理由を説明していないのであるから、同人に対する仕事の依頼回数が減少したのは、同人がストライキを行ったことを理由にしたものであると見ざるを得ない。したがって、X 1 に対する業務の依頼回数が減少したことは、同人がストライキを行ったことを理由とする不利益取扱いに当たるとともに、ストライキを抑制することにより組合らの弱体化を企図した支配介入にも該当する。

イ X 2 の授業コマ数の減少について

会社がX 2 をC校での木曜日の授業から外したのは、生徒からのクレームが多いとして、同行のF Cオーナーから講師変更の要請があったためである。

また、会社は、ストライキ実施後も相当期間X 2 に授業を割り振っていたものの、その間に生徒が他の講師の授業に移り、X 2 の授業に生徒が集まらなくなってしまった以上、会社がD校での火曜日の授業からX 2 を外したことは、業務上の必要性によるものであったといわざるを得ない。

したがって、組合員であることや組合活動を理由とする不利益取扱い、又は組合らの組織運営に対する支配介入であるということとはできない。

ウ Y 教区長の発言について

Y 教区長の発言については、必ずしも、同教区長がX 3 の組合活動を嫌悪し、同人を解雇するために、その理由を探そうとして発言したとまでみることはできないから、組合らの組織運営に対する支配介入に当たるといえることはできない。

エ X 3 の配置転換等について

会社がX 3 をA校からB校へ配置転換したのは、F CオーナーであるZ 2からの要請に基づくものであり、講師変更の要請に応じることは、業務上の必要性に基づく対応であるといえる。

また、会社がX3をE校に異動させたのは、B校の生徒からX3に対する苦情が相次ぎ、X3の授業コマ数が減少したためであるから、会社が同人を異動させたのは、業務上の必要性によるものであったといわざるを得ない。

さらに、月給制の常勤講師であるX3は、異動しても賃金は変わらないこと等も考慮すれば、会社が同人を配置転換したことが、組合員らの組織運営に対する支配介入に当たるといえることはできない。

#### オ X4への「最終警告書」について

会社の対応は、X4が組合員であることや、組合らが団体交渉で取り上げて、同人の有給休暇取得が組合らの要求事項ともなっていたことによるものであると見ざるを得ない。

したがって、会社が、X4に対し、「最終警告書」を交付したことは、同人が組合員であるが故の不利益取扱いに当たるとともに、組合員に異例の処分を行うことにより組合らの弱体化を企図した支配介入にも該当する。

#### カ X4の雇止めについて

会社の制度とは異なる有給休暇を主張して、一方的に欠勤を続けたX4を会社が雇止めとしたことは、会社秩序を維持するためのやむを得ぬ措置であったというべきであり、同人が組合員であることや組合活動を理由とする不利益取扱い、又は組合らの組織運営に対する支配介入であるといえることはできない。

## 16 N事件（29不24、元.10.2終結、棄却）

### (1) 事件の概要

本件は、①C1会社がスキル評価制度を導入したこと、②Y2会社が、有期雇用である時給制契約社員を無期雇用に変換するに当たって、スキル評価制度の結果に基づきこれを運用していること、③Y1会社が労働組合法上の使用者に当たる場合、Y1会社が、有期雇用である時給制契約社員を無期雇用に変換するに当たりスキル評価制度の結果に基づきこれを運用してい

ることが、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

(2) 主文の要旨

ア Y1会社及びY2会社の前身であるC1公社が16年4月1日にスキル評価制度を導入したことに係る申立てを却下する。

イ その余の申立ての棄却

(3) 判断の要旨

ア C1公社がスキル評価制度を導入したことについて

スキル評価制度の導入に係る申立ては、行為の日から1年を経過した事件に係るものであり、却下せざるを得ない。

イ Y2会社が、有期雇用である時給制契約社員を無期雇用に転換するに当たって、スキル評価の結果に基づきこれを運用していることについて

無期転換制度等は、申立人らの所属する組合とY2会社との間の合意によって導入されたものであり、その制度が不合理であると認めるに足りる疎明はない。さらに、契約更新要件や早期無期転換制度は、組合員であるか非組合員であるかに関わらず一律に導入されたものであり、また、スキル評価やその結果の反映において、特定の組合員に対して、恣意的な運用がなされたとの疎明もない。

以上のおり、Y2会社が、勤続5年に達する前の契約更新や早期無期転換制度の適用に、スキル評価の結果を反映させていることは、労働組合の団結権を侵害する行為であると認められず、組合運営に対する支配介入には当たらない。

ウ Y1会社が労働組合法上の使用者に当たるか否かについて

Y1会社は、申立人らの業務遂行について指示をしたことはなく、民営化及び分社化後に、Y2会社の従業員の労働条件等について団体交渉をしたり、無期転換制度等についてのY2会社と組合との労働協約締結に当たり具体的に関与したり、Y2会社の従業員のその他の労働条件の決定に関与したと認めるに足りる疎明はない。

したがって、Y 1 会社が、部分的にも Y 2 会社の従業員の基本的労働条件について、Y 2 会社と同程度に現実的かつ具体的な支配力を及ぼしていると評価することはできない。

以上のとおりであるから、Y 1 会社は、Y 2 会社の従業員である申立人らの労働組合法上の使用者に当たるとはいえない。

上記のとおり、Y 1 会社は、Y 2 会社の従業員の労働組合法上の使用者に当たらないから、その余の争点については判断を要しない。

## 17 G 事件（28不85、元. 10. 23終結、一部救済）

### (1) 事件の概要

本件は、会社が X 1 ら 5 名に対し行った、注意、警告、報酬単価の減額等一連の行為が、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事案である。

### (2) 主文の要旨

ア 会社は、組合員に対し、ストライキの実施を理由とした注意、警告等を行うなどして、組合活動に支配介入してはならない。

イ 文書交付

ウ イの履行報告

### (3) 判断の要旨

ア X 1 ら 5 名の講師が会社との関係で労組法上の労働者に当たるかについて

X 1 ら 5 名の本件講師は、会社の組織に不可欠な労働力として組み入れられ、会社が一方的に決定した契約内容に基づいて、業務遂行上の会社の指揮監督に従って、会社の業務のために労務を提供し、その対価としての報酬を受け取っているのであるから、本件講師は、会社との関係で労組法上の労働者に当たるといふべきである。

イ 会社が X 1 ら 5 名に対し行った、注意、警告、報酬単価の減額等一連の行為について

(7) 会社と組合との間に争議予告に関する取り決めはなく、また、ストライキに参加した組合員が、28年7月30日は5名、12月10日は3名、29年5月1日は1名にそれぞれとどまるものであったことも踏まえると、組合から会社へのストライキの通告が直近のレッスン開始の30分前であるからといって、本件のストライキが直ちに違法なものであるとまではいえない。

本件において、会社がストライキを行った組合員に対して、そのことを理由に注意、警告、報酬の減額の可能性又は実施についての通告等を行うことは、ストライキ等の争議行為を実施しないよう圧力を掛け、ひいては組合活動を委縮させるものといわざるを得ず、したがって、支配介入に当たるものである。

以上のとおりであるから、会社がX1ら5名の講師に対し、ストライキの実施を理由として注意、警告等を行ったことは支配介入に当たるが、組合活動とは関係のない理由により行われた注意、警告、報酬単価の減額等は不利益取扱い及び支配介入には当たらない。

## 18 G事件（28不95、元. 11. 6終結、一部救済）

### (1) 事件の概要

本件は、①会社が、組合に対し、3工場での組合掲示板の貸与及び休憩室の就業時間外の利用を認めないこと、②28年度冬期一時金、29年度夏期一時金及び29年度冬期一時金について、分会長X1及びX2の減額支給したこと、③29年6月25日のパート従業員に対するY1マネージャーの発言、29年7月16日及び同月23日のパート従業員との面談でのY1マネージャー及びY2マネージャーの発言並びに29年6月7日及び7月5日のパート従業員に対するY3の発言が、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事案である。

### (2) 主文の要旨

ア X 1 に対し、28年度冬期一時金等について、マイナス査定をなかったものとし、かつ、29年度夏期一時金についての支給額のベースが1か月であったものとして取り扱い、既支払額との差額を支払うこと。

イ X 2 に対し、28年度冬期一時金及び29年度冬期一時金について、マイナス査定がなかったものとし、かつ29年度夏期一時金についての支給額のベースが1か月であったものとして取扱い、既支払額との差額を支払うこと。

ウ 組合を誹謗中傷し、組合員に対し、脱退勧奨する等の言動をして、組合の運営に支配介入してはならない。

エ 文書交付・掲示

オ ア、イ及びエの履行報告

カ その余の申立ての棄却

### (3) 判断の要旨

ア 組合掲示板の貸与及び休憩室の就業時間外利用を認めないことについて

会社が、組合掲示板の貸与及び休憩室の就業時間外利用という便宜供与を実施することについて組合との合意に至らず、便宜供与を認めていなかったことが、相当な対応といえる範囲を逸脱して組合を弱体化させる行為に当たるとまでいうことはできず、不当労働行為に当たるとまでいうことはできない。

イ 28年度冬期一時金、29年度夏期一時金及び29年度冬期一時金について

一時金の査定の状況をみると、分会結成後に、組合員のほぼ全員が大幅な減額査定を受けており、分会結成が査定に影響したことが強く疑われること、減額査定の合理的な根拠が示されているとはいえないこと等を考慮すれば、会社が、X 1 及びX 2 に対して低い査定を行い、また、当時、組合員の8割以上が所属していた工場のベースを低くしたのは、組合の力を減殺するために行ったものとみざるを得

ず、組合員に対する不利益取扱いに当たるとともに、それを通じて組合活動を委縮させる支配介入にも当たる。

ウ 29年6月25日のY1の発言について

Y1は、匿名電話の内容を記録した文書を読み上げているが、従業員への個別聞き取り等の事実確認を行っておらず、極めて不自然な対応であるといわざるを得ない。

Y1の読み上げた文書は、組合のいじめにより退職を余儀なくされた旨が主な内容であり、従業員に対し、確認された事実であるものかのように印象付けるものである。このような発言は、組合ないし組合員を不当に非難し、従業員に対して組合に悪印象を抱くよう誘導する行為であり、組合の弱体化を企図した組合に対する支配介入であるといわざるを得ない。

エ 7月16日及び同月23日のY1及びY2の発言について

Y1及びY2の発言は、組合に対し、組合加入を快く思っていないことの表明といえ、組合員らが組合員で在り続けることをけん制し、これを妨害する意図のもとになされたものといわざるを得ず、組合に対する否定的な言動をすることで組合活動を委縮させる効果を狙った、組合の組織運営に対する支配介入である。

オ 同年6月7日及び7月5日のY3の発言について

Y3の発言は、組合加入について動揺をもたらし、脱退を勧奨しているとも受け取られる発言であり、業務として工場を巡回している際に行われているものであること等から、会社の意を受けて行われたものと推認せざるを得ず、組合の運営に対する支配介入に当たる。

## 19 C事件（28不67、元.11.13終結、全部救済）

### (1) 事件の概要

本件は、組合員XをA病院からB病院に配置転換したことが、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事案である。



(2) 主文の要旨

ア Xに対する配転命令をなかったものとし、同人を復帰させること。

イ 文書掲示

ウ ア及びイの履行報告

(3) 判断の要旨

ア 本件配転の不利益性について

Xの賞与は、本件配転により年間で減額されたが、一方で、同人は、本件配転と同時に昇任し、給与が増えたのであるから、本件配転が同人に明白な経済上の不利益を生じさせるものであったとまではいえない。また、法人がそのような不利益を被らせる意図をもって本件配転を行ったとまでいうことはできない。

Xは、支部の新執行部に加入して以降、支部を再建するため様々な活動を行っていた。その矢先に、Xが他の病院へ配転されれば、組合活動上の不利益があることは明らかであり、法人はそれを意図していたものとみざるを得ない。

イ 本件配転の業務上の必要性について

A病院がXを異動候補者とし、同人が異動した場合の補充希望配置を要求したことは、Xを転出させることに主眼があったのではないかとの疑問を抱かせる。

また、異動候補者の決定は、手続的にも極めて不自然であり、本人の意向にかかわらず、Xを転出させなければならない別の意図があったのではないかとの疑問を抱かせるものである。

さらに、B病院への配置者がXでなければならないという強い必要性があったとまではいえない。

ウ 本件配転当時の労使関係について

法人はXの一連の組合活動を嫌悪していたことが推認され、異動候補者名簿の作成及び配転対象者の決定は、これらと相前後する時期に行われたものであって、本件配転は、Xの組

合活動を嫌悪したが故とみるのが相当である。

#### オ 結論

本件配転は、法人が、Xの一連の組合活動を嫌悪し、同人をA病院から排除することによって支部を弱体化させることを狙ったものとみざるを得ない。

このような法人の行為は、正当な組合活動を理由とする不利益な取り扱いに当たるとともに、組合運営に対する支配介入にも当たる。

## 20 S事件（29不85、元.11.13終結、全部救済）

### (1) 事件の概要

本件は、Y 1次長がY 2運転士に対し、Xに組合に加入したことについて話をしてほしいなどと求め、Y 2運転士が、Xに対し、Y 1次長から話をしてほしいと頼まれたと述べた上で、（組合に加入すると）「運転士従業員は将来がなくなっちゃうんだよ。」等と発言した一連の行為が、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事案である。

### (2) 主文の要旨

ア 会社は、組合員らに対し、脱退勧奨をするなどして、組合の運営に支配介入してはならない。

イ 文書交付・掲示

ウ イの履行報告

### (3) 判断の要旨

ア 本件行為が組合活動の弱体化を企図したものに当たるか

Y 2運転士の発言は、Xが組合に加入しているが、早いうちに脱退してほしいという意向を述べたものである。また、組合加入によって会社から不利益な取扱いを受けることを示唆するものであり、脱退勧奨発言であると認められる。

Y 2運転士が個人的にXへの脱退勧奨を行う動機や、Y 1次長から脱退勧奨の指示があったとする虚偽の発言をする動機を推認させる事情は特段見受けられないこと等から、Y 1

次長からY2運転士に対し、Xに脱退勧奨を行うよう指示があったものと認められる。

Y2運転士は、Xに対し、Y1次長に頼まれたと明示した上で、脱退勧奨発言を行っていること等から、組合員として組合活動を続けることについて大きな威嚇的効果があり、組合活動が阻害されるおそれは大きいといえる。

したがって、本件行為は、会社から不利益な取扱いを受けることを示唆しての脱退勧奨に当たり、組合活動の弱体化を企図したものとといえる。

#### イ 本件行為が会社の行為に当たるか

Y1次長は、条件付きではあるものの、部長が有する人事権限等が帰属する地位にあったと認められる。また、Y1次長は、管理部管理課長として、各営業所の運行管理業務の指導・監督を行うべき立場にあったと認められる。

加えて、会社は、組合から、Xに脱退勧奨を行ったことについての嚴重抗議書を受領した後、嚴重抗議書に記載されていた内容について、Y1次長に事情を確認する等の措置をなんら講じていないことから、本件行為は、会社の意向に沿うものであったことが推認される。

また、Y1次長の発言は、管理部次長という職位を離れての個人的行為であったとみることはできない。

したがって、Y1次長が管理部次長兼管理部管理課長という立場で、Y2運転士に対し、会社の意向に沿う脱退勧奨の指示を行っており、Y2運転士が、同指示に基づきXに対し、脱退勧奨発言を行っていることから、本件行為は、会社の行為に当たると認められる。

以上のとおり、本件行為は、組合活動の弱体化を企図したものであり、会社の行為に当たるから、組合の組織運営に対する支配介入に該当する。

(1) 事件の概要

本件は、会社が組合に対し、24年間貸与してきた組合事務所の明渡しを求めたことが、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事案である。

(2) 主文の要旨

ア 会社は、組合に対し、組合事務所の明け渡しを求めることなく、従前どおり貸与しなければならない。

イ 文書交付・掲示

ウ イの履行報告

(3) 判断の要旨

ア 本件明渡しを求める手続について

組合は、約24年間にわたり、便宜供与として組合事務所を会社から無償貸与され、組合活動を行ってきているところ、会社は、重要な秘密書類の保存場所として組合事務所のある場所を使用する必要に迫られたなどとして、本件明渡しを求めている。しかし、その手続は、29年の2月と3月に各1回文書で通知したのみであって、本件明渡しを求める理由を組合に説明する機会を設けていない。組合が、会社の求めに応じず、これまでどおり現状の組合事務所の使用を求めていたことからすると、このような会社の対応は、長年係属してきた便宜供与を廃止するに当たって、十分な手続を踏んでいたとはいえない。

また、会社がかねてから度々組合事務所の明渡しを求めていたということもできない。

イ 本件明渡しを求める理由について

会社が組合事務所を使用する必要性は低い一方、組合が現状の組合事務所を使用する必要性は極めて高いといわざるを得ず、会社の組合に対する本件明渡しの要求に合理的理由があるとは認められない。

賞与の支給を巡って労使関係が良好とはいえず、組合が組合事務所を使用する必要性が極めて高い状況において、会社

が、長年にわたって貸与し続けてきた組合事務所について、本件明渡しを求める理由を説明して組合の納得を得るよう努力することなく、合理性のない理由で本件明渡しを求めたことは、行き過ぎであって、組合運営に不便と打撃を与えるためになされたものといわざるを得ない。よって、会社が本件明渡しを組合に求めたことは支配介入に当たる。

### 第3節 再審査事件の概況

#### 1 再審査事件の係属状況

当委員会の発した命令に係る令和元年中の再審査事件係属件数は、前年からの繰越23件と新規申立て19件を合わせた42件で、そのうち、令和元年12月末までに、17件が終結した(第9表)。

#### 2 再審査事件の終結状況

終結した17件は、却下が1件、棄却が5件、全部変更が3件、一部変更が4件、和解認定が2件、取下が2件であった(第9表)。

## 第9表 再審査事件一覧

### (1) 前年からの繰越事件 (23件)

順次	事件名	都労委		中労委	
		事件番号 申立年月日 終結年月日	該当号別 終結区分	事件番号 申立年月日 終結年月日	申立人別 該当号別 終結区分
1	T事件	3不52 H3.11.6 H8.8.20	1・2・3  全部救済	8不再29 H8.9.2 係属中	使  1・2・3
2	E事件 (情報開示)	17不69 18不66 H17.9.12 H18.6.8 H19.12.12	2  棄却	19不再73 H19.12.20 H31.2.21	労  2  棄却
3	E事件 (18年度一時金等)	18不97 H18.12.25 H21.7.23	3  却下	21不再24 H21.7.30 H31.2.21	労  3  全部変更
4	E事件 (19年度一時金等)	20不59 H20.7.10 H22.8.26	1・3  棄却	22不再46 H22.9.3 係属中	労  1・3
5	K事件	21不87 22不113 23不110 H21.10.16 H22.11.26 H23.12.2 H25.6.26	1・3  一部救済	25不再44 H25.7.8 R1.7.2	労 1・3 一部変更
6		25不再45 H25.7.9 R1.7.2		使 1・3 棄却	
7	E事件 (21年度一時金等)	23不14 H23.2.4 H27.2.16	1・2・3  棄却	27不再10 H27.2.25 係属中	労  1・2・3
8	F事件	24不96 H24.12.5 H27.4.16	2  全部救済	27不再13 H27.4.22 H31.3.15	使  2  全部変更

順次	事件名	都労委		中労委	
		事件番号 申立年月日 終結年月日	該当号別 終結区分	事件番号 申立年月日 終結年月日	申立人別 該当号別 終結区分
9	E事件 (再雇用)	23不31 H23.3.30 H28.3.28	1  棄却	28不再15 H28.4.5 係属中	労 1
10	S事件	28不14 H28.2.10 H29.4.27	3  全部救済	29不再28 H29.4.28 R1.11.20	使 3 一部変更
11	C事件	27不66 H27.7.27 H29.6.29	2  全部救済	29不再35 H29.7.13 H31.2.4	使 2 一部変更
12	K事件	28不34 H28.4.7 H29.9.27	2  全部救済	29不再47 H29.10.10 H31.1.8	労 2 棄却
13				29不再48 H29.10.12 H31.1.8	使 2 全部変更
14	N事件	27不100 H27.11.4 H29.12.13	2  全部救済	29不再61 H29.12.19 R1.8.8	使 2 一部変更
15	S事件	27不18 H27.3.2 H30.1.24	1・2・3  一部救済	30不再7 H30.2.1 R1.9.6	使 1・3 棄却
16				30不再10 H30.2.7 R1.9.6	労 2・3 棄却
17	K事件	27不80 H28.8.24 H30.3.22	1・2・3  一部救済	30不再20 H30.4.2 係属中	使 1・2・3
18	K事件 (K労組)	28不17 H28.2.19 H30.7.23	1・2・3  一部救済	30不再34 H30.7.25 係属中	使 1・3
19				30不再38 H30.8.6 係属中	労 1



順次	事 件 名	都 労 委		中 労 委	
		事件番号 申立年月日 終結年月日	該当号別 終結区分	事件番号 申立年月日 終結年月日	申立人別 該当号別 終結区分
20	B事件	27不93 H27.10.13 H30.9.10	1・2・3 一部救済	30不再45 H30.9.20 係属中	使 1・2
21				30不再46 H30.9.25 係属中	労 1・2・3
22	N事件	27不38 H27.4.15 H30.11.19	1・3 全部救済	30不再58 H30.12.4 係属中	使 1・3
23	K事件	29不45 H29.6.19 H30.12.10	1・3 全部救済	30不再59 H30.12.13 係属中	使 1・3

## (2) 令和元年の申立事件 (19件)

順次	事件名	都労委		中労委	
		事件番号 申立年月日 終結年月日	該当号別 終結区分	事件番号 申立年月日 終結年月日	申立人別 該当号別 終結区分
1	A事件	28不30 H28.3.31	1・2・3 一部救済	31不再3 H31.2.5 R1.5.17	使 3 取下
2		H31.1.29		31不再5 H31.2.13 R1.5.15	労 1・2・3 取下
3	T事件	28不71 H28.10.14 H31.3.4	1・3 棄却	31不再9 H31.3.8 係属中	労 1・3
4	S事件	28不49 28不76 28不92 H28.6.20 H28.11.9 H28.12.19  H31.3.26	1・2・3 一部救済	31不再14 H31.4.5 R1.12.18 係属中	使 1・2・3 和解認定
5	K事件	29不72 H29.10.11 R1.5.15	3・4 棄却	元不再21 R1.5.28 係属中	労 3・4
6	A事件	30不24 H30.3.30 R1.6.10	2・3 全部救済	元不再25 R1.6.17 係属中	使 2・3
7	N事件	30不39 H30.5.25 R1.6.10	2 全部救済	元不再27 R1.6.20 R1.10.9	労 2 和解認定
8	U事件 (団体交渉)	29不32 H29.4.24 R1.7.10	2 棄却	元不再31 R1.7.22 係属中	労 2
9	T事件	29不82 H29.11.6 R1.7.23	1・3 全部救済	元不再32 R1.7.25 係属中	使 1・3

順次	事件名	都労委		中労委	
		事件番号 申立年月日 終結年月日	該当号別 終結区分	事件番号 申立年月日 終結年月日	申立人別 該当号別 終結区分
10	S事件 (団体交渉)	29不10 29不12 H29.1.24 H29.1.27 R1.7.23	2・3 一部救済	元不再33 R1.7.29 係属中	使 3
11	K事件	29不15 H29.2.17 R1.7.31	2 全部救済	元不再34 R1.8.7 係属中	使 2
12	M事件	29不3 H29.1.13 R1.8.21	2・3 全部救済	元不再37 R1.8.27 係属中	使 2・3
13	J事件	29不51 H29.7.14 R1.9.4	2 全部救済	元不再44 R1.9.18 係属中	使 2
14	H事件	29不46 H29.6.21 R1.9.19	1・2・3 一部救済	元不再48 R1.9.26 R1.12.11	使(H会社) 2 却下 (救済申立て維持の意思放棄)
15	S事件	27不94 H27.10.13 R1.9.25	1・3 一部救済	元不再50 R1.10.7 係属中	労 1・3
16	G事件	28不85 H28.12.8 R1.10.23	1・3 一部救済	元不再56 R1.10.30 係属中	使 3
17	C事件	28不67 H28.9.29 R1.11.13	1・3 全部救済	元不再59 R1.11.15 係属中	使 1・3
18	G事件	28不95 H28.12.19 R1.11.6	1・3 一部救済	元不再63 R1.11.20 係属中	使 1・3
19	Y事件	29不42 H29.6.1 R1.11.20	3 全部救済	元不再67 R1.12.2 係属中	使 3

## 第4節 行政訴訟事件の概況

### 1 行政訴訟事件の係属状況

当委員会の発した命令に係る令和元年中の行政訴訟事件係属状況は、第10表、第11表のとおりである。

第10表 行政訴訟事件の係属状況

裁判所	係属件数(うち新規)	終結件数
東京地方裁判所	1(1)	1
東京高等裁判所	0	0
最高裁判所	0	0

### 2 緊急命令申立事件

令和元年中に、労働組合法第27条の20の規定に基づいて新たに緊急命令申立てを行った事件はなかった。

### 3 確定命令不履行通知

当委員会の発した救済命令のうち、令和元年中に確定した命令は3件であり、労働組合法第27条の13に基づいて新たに確定命令不履行の通知を行った事件はなかった。

## 第11表 行政訴訟事件一覽

(1) 東京地方裁判所係属事件 (1件)

順次	事件名 都劳委事件番号 終結年月日 終結区分	地裁事件番号  提起人	提起年月日  終結年月日	結果	訴訟代理人  指定代理人
1	N事件  30不39 R1.6.10  全部救済	元<行ウ>355  使	R1.7.9  R1.10.24	取下	三木  新宅 石田 天野

## 第3章 労働組合の資格審査等

### 第1節 労働組合の資格審査の概況

#### 1 取扱概況

##### (1) 取扱件数

令和元年中に取り扱った労働組合の資格審査は336件で、このうち前年からの繰越が204件、新規係属が132件であった(資料<統計表>第39表)。

##### (2) 対前年比較

前年に比べて、取扱件数は8件増加し、新規係属件数は2件増加した(資料<統計表>第39表)。

#### 2 新規係属状況

##### (1) 係属事由

新規係属132件を係属事由別にみると、不当労働行為救済申立てに伴うものが109件、法人登記のためのものが17件、委員推薦のためのものが4件、労働者供給事業のためのものが2件であった(資料<統計表>第41表)。

##### (2) 全国都道府県労委の新規係属総件数に占める割合

令和元年の全国都道府県労委の新規係属総件数は404件であり、前年より45件減少した。

当委員会に係属した新規件数132件を全国比で見ると32.7%となり、前年より3.7ポイント増加した(資料<統計表>第40表)。

第12表 認定告示一覧

事件 番号	申出者	申出年月日 申出事由	認定手続 開始日	認定手続 終了日	認定 内容	告示年月日 告示番号
31認1	東京都 下水道局	H31.4.18 組織改正	H31.4.23 (1728回)	R1.5.28 (1730回)	申請 どおり	R1.6.14 1告示第1号 東京都公報 第16873号
元認2	東京都 水道局	R1.5.30 組織改正	R1.6.4 (1731回)	H30.6.18 (1732回)	申請 どおり	R1.7.12 1告示第6号 東京都公報 第16893号

※「認定手続開始日」及び「認定手続終了日」欄の( )内は、公益委員  
会議の回数である。

## 第4章 組織・運営

### 第1節 組織

#### 1 委員会

##### (1) 委員

当委員会は、公・労・使各側13名の委員で構成されており、会長1名と会長代理2名を置いている（令和元年12月31日現在。巻末委員名簿参照）。

##### (2) あっせん員候補者

当委員会は、労働争議の解決に援助を与えるため、あっせん員候補者を次の基準によって委嘱している。すなわち、①現に委員の職にある者及び退任後1年以内の者、②事務局職員のうち管理職員全員及び審査調整課課長代理（調整担当）の職にある者並びに事務局職員としてあっせん員候補者に委嘱されたことのある再任用の職員、③現に東京都産業労働局雇用就業部長、同部労働環境課長、同部連絡調整担当課長、労働相談情報センター所長及び各労働相談情報センター事務所長の職にある者である（巻末あっせん員候補者名簿）。

##### (3) 特別調整委員

当委員会は、特別調整委員は置いていない。

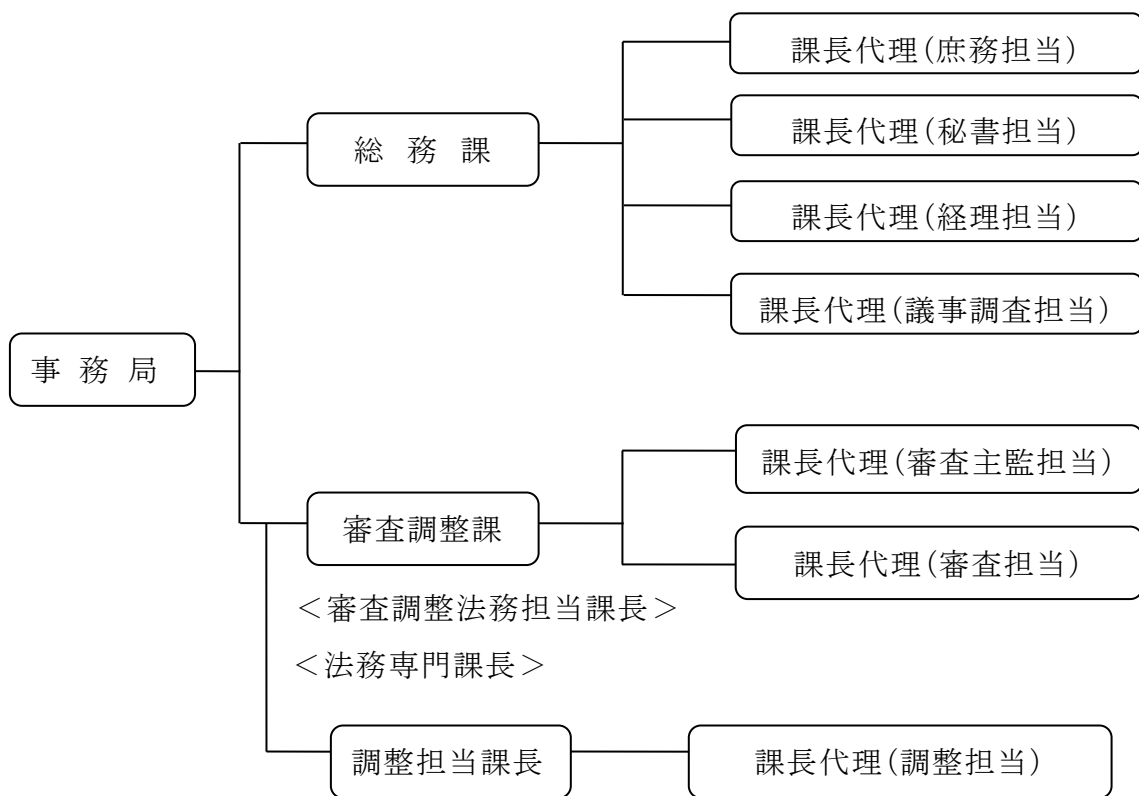
#### 2 事務局

当委員会では、その事務を整理するため、事務局が設置されている。

その組織は、当委員会の創設以来、いくたびか改変されてきたが、現在の組織は平成28年4月1日付けで改正されたもので、以下のとおりである。

なお、令和元年12月31日現在の職員定数は38名である。





## 第2節 運営

### 1 内部会議

#### (1) 総会

委員全員からなる会議で、原則として毎月第1・3火曜日に、定例的に開催している。令和元年は25回開催し、これにより昭和21年3月7日の第1回総会から数えて、年内に1,837回を迎えた。

#### (2) 公益委員会議

労働組合法第24条の2第2項及び第3項の規定によって、公益委員だけで行う会議であり、当委員会では委員の申合せにより、原則として定例総会の日、総会に先立って開催することとしている。令和元年には24回開催し、昭和24年7月16日の第1回公益委員会議から数えて、年内に1,744回を迎えた。

## 2 連絡協議会及び連絡会議

令和元年に開催された連絡協議会及び連絡会議の概要は以下のとおりである。

### (1) 全国労働委員会関係

#### ア 第74回全国労働委員会連絡協議会総会

(11月14日～15日・中労委)

議題1 今後の労働委員会の在り方検討小委員会「中間整理」について

議題2 不当労働行為救済申立事件の当事者と関わりのある公益委員の回避及び参与委員の交代について

講演 働き方改革と労使関係

講師：元中央労働委員会会長 菅野和夫氏

#### イ 全国労働委員会会長連絡会議（6月7日・島根県）

議題懇談 今後の労働委員会の在り方に関する検討状況について

講演 働き方改革における労働委員会の役割と今後の課題

講師：千葉大学大学院社会科学研究院教授 皆川宏之氏

#### ウ 全国労働委員会公益委員連絡会議（11月14日・中労委）

講演 労働組合法上の労働者性・使用者性

講師：早稲田大学法学学術院教授 島田陽一氏

#### エ 全国労働委員会事務局長連絡会議（6月6日・島根県）

議題1 審査概況等について

議題2 調整事件等の概況について

議題3 今後の労働委員会の在り方に関する検討状況について

議題4 労働委員会間の研修生の受入れについて

議題懇談 外国人労働者に係る事業への対応について

- オ 全国労働委員会事務局調整主管課長会議(11月28日・中労委)  
議題1 調整業務の運営について  
議題2 都道府県労働委員会からの事例報告(労働争議調整  
事件、個別的労働紛争事件)  
議題3 都道府県労働委員会からの業務報告

- カ 全国労働委員会事務局審査主管課長会議(11月29日・中労委)  
議題1 審査事件において、和解の促進に向けてどのような  
取組をされているか  
議題2 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者  
の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を  
図るための行政手続等における情報通信の技術の利用  
に関する法律等の一部を改正する法律(令和元年法律第  
16号)の施行に伴う、労働委員会規則の一部改正につい  
て

(2) 14都道府県労働委員会関係

- ア 14都道府県労働委員会公益委員会議(9月12日・埼玉県)  
議題1 不当労働行為制度に理解のない当事者に対する助言  
(説明)について  
議題2 十四都道府県労働委員会公益議開催形態について

- イ 14都道府県労働委員会使用者委員会議(7月5日・大阪府)  
討議テーマ 調整・審査事件解決のための留意点・工夫点  
(成功事例・失敗事例)  
講演 働き方改革実現の本質的課題  
講師:同志社大学社会学部准教授 寺井基博氏

- ウ 14都道府県労働委員会事務局長連絡会議  
(文書による議決・広島県)  
議題1 不当労働行為事件の効果的かつ迅速な審査の進め方

について

議題 2 個別労働関係紛争における派遣労働者の派遣先を相手方とするあっせんの申請について

**(3) 関東ブロック労働委員会関係**

**ア 関東ブロック労働委員会会長連絡会議**

(9月10日・栃木県・三者連絡協議会と同時開催)

議題 1 調整事項のうち一部が合意可能な場合の取扱いについて

議題 2 労働者性に疑義のある者からのあっせん申請について

**イ 第142関東ブロック労働委員会三者連絡協議会**

(5月20日～21日・千葉県)

議題 労働委員会の特徴を活かした命令について

講演 労働委員会における和解の進め方

**ウ 第143回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会**

(9月9日～10日・栃木県)

議題 労働争議及び個別的労使紛争に係るあっせんの手法について

講演 有期・無期契約労働者間の労働条件の相違の不合理性について

**エ 第81回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議**

(5月20日・千葉県・三者連絡協議会と同時開催)

議題 不当労働行為事件における書証として提出された音声データ及びその反訳書について

**オ 第82回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議**

(9月9日・栃木県・三者連絡協議会と同時開催)

議題 不当な目的が疑われる労働組合の資格審査について

カ 関東ブロック労働委員会事務局長連絡会議

(文書による議決・長野県)

議題 1 令和元年度関東ブロック労働委員会諸会議開催計画について

議題 2 関東ブロック労働委員会事務局長連絡幹事の選任について

# 1 労働争議の調整

## 第1表 調整事件取扱件数

(単位:件、%)

区分 \ 年	平成22	23	24	25	26
取扱件数	213	182	171	(1) 131	120
前年繰越	60	35	47	25	34
新規開始	153	147	124	(1) 106	86
終結件数	178 [100.0]	135 [100.0]	146 [100.0]	(1) 97 [100.0]	110 [100.0]
解決	92 [51.7]	63 [46.7]	81 [55.5]	43 [44.3]	50 [45.5]
取下	26 [14.6]	10 [7.4]	10 [6.8]	22 [22.7]	21 [19.1]
打切	59 [33.1]	62 [45.9]	55 [37.7]	(1) 32 [32.0]	39 [35.5]
不調	-	-	-	-	-
裁定	-	-	-	-	-
解決率	60.9	50.4	59.6	57.3	56.2
終結率	83.6	74.2	85.4	74.0	91.7
次年繰越	35	47	25	34	10

注1) ( )内数字は、調停件数で内数。

2) 解決率 = 解決件数 / 取下・移管を除く終結件数 × 100

## 第2表 都道府県労委対比新規件数

(単位:件、%)

区分 \ 年	平成27	28	29	30	令和元
東京都	87	87	73	60	48
全国	342	308	279	240	203
比率	25.4	28.2	26.2	25.0	23.6

## (第1表つづき)

(単位:件、%)

区分 \ 年	27	28	29	30	令和元
取 扱 件 数	97	103	89	83	69
前年繰越	10	16	16	23	21
新規開始	87	87	73	60	48
終 結 件 数	81 [100.0]	87 [100.0]	66 [100.0]	62 [100.0]	53 [100.0]
解 決	43 [53.1]	39 [44.8]	25 [37.9]	26 [41.9]	19 [35.8]
取 下	10 [12.3]	14 [16.1]	12 [18.2]	8 [12.9]	7 [13.2]
打 切	28 [34.6]	33 [37.9]	29 [43.9]	28 [45.2]	27 [50.9]
不 調	-	-	-	-	-
裁 定	-	-	-	-	-
解 決 率	60.6	54.2	46.3	48.1	41.3
終 結 率	83.5	84.5	74.2	74.7	76.8
次 年 繰 越	16	16	23	21	16

注3) 終結率=終結件数/取扱件数×100

4) 22年及び28年の終結件数には、中央労働委員会に移管したものの1件が含まれている。

## 第3表 1件当たり対象労働組合員数

(単位:件、人)

区分 \ 年	平成27	28	29	30	令和元
新 規 件 数	87	87	73	60	48
労働組合員数	212,561	56,777	57,997	48,545	38,522
1件当たり労働組合員数	2,530	668	806	837	856

注) 1件当たり労働組合員数は労働組合員数不明事件を除いたものの平均。

第4表 調整開始事由別件数

(単位:件、%)

区分 \ 年	平成27	28	29	30	令和元
総数	87 [100.0]	87 [100.0]	73 [100.0]	60 [100.0]	48 [100.0]
組合	80 [92.0]	79 [90.8]	61 [83.6]	53 [88.3]	41 [85.4]
使用者	7 [8.0]	8 [9.2]	8 [11.0]	7 [11.7]	5 [10.4]
双方	-	-	4 [5.5]	-	2 [4.2]
職権	-	-	-	-	-

第5表 加盟上部団体有無別件数

(単位:件、%)

区分 \ 年	平成27	28	29	30	令和元
総数	87 [100.0]	87 [100.0]	73 [100.0]	60 [100.0]	48 [100.0]
有	75 [86.2]	72 [82.8]	50 [68.5]	46 [76.7]	39 [81.3]
無	12 [13.8]	15 [17.2]	23 [31.5]	14 [23.3]	9 [18.8]



第6表 加盟上部団体系統別件数

(単位:件、%)

区分		年				
		平成27	28	29	30	令和元
総数		75 [100.0]	72 [100.0]	50 [100.0]	46 [100.0]	39 [100.0]
連合		22 [29.3]	22 [30.6]	16 [32.0]	11 [23.9]	18 [46.2]
	J A M	1	-	-	-	-
	J E C 連合	-	-	-	-	-
	情報労連	1	1	1	-	2
	UAゼンセン同盟	1	-	-	1	1
	私教組	-	-	-	-	-
	連合ユニオン	2	1	1	-	1
	全国ユニオン	14	19	12	8	13
	その他	3	1	2	2	1
全労連		27 [36.0]	18 [25.0]	21 [42.0]	18 [39.1]	9 [23.1]
	日本医労連	-	-	2	2	-
	建交労	-	1	-	-	-
	全国一般	5	6	6	5	3
	全印総連	-	1	-	-	-
	私教連	-	1	3	2	3
	J M I T U	5	2	1	1	2
	民放労連	-	-	-	-	-
	自交総連	-	-	-	-	-
	全労連自治労連	8	2	6	2	-
	その他	9	5	3	6	1
上記以外		26 [34.7]	32 [44.4]	13 [26.0]	17 [37.0]	12 [30.8]
全 労 協	全国一般東京労組	3	7	1	3	1
	国鉄労組	-	-	-	-	-
	その他	12	10	6	6	9
	出版労連	1	-	-	1	-
	航空連	2	2	2	2	-
	新聞労連	-	1	-	-	2
	その他	8	12	4	5	-

第7表 組合・企業の所在地別件数

(単位:件、%)

区分		年	平成27	28	29	30	令和元
組 合	総 数		87 [100.0]	87 [100.0]	73 [100.0]	60 [100.0]	48 [100.0]
	都内	23 区	83 [95.4]	78 [89.7]	71 [97.3]	53 [88.3]	44 [91.7]
		市・町・村	3 [3.4]	7 [8.0]	2 [2.7]	4 [6.7]	4 [8.3]
	都 外		1 [1.1]	2 [2.3]	-	3 [5.0]	-
企 業	総 数		87 [100.0]	87 [100.0]	73 [100.0]	60 [100.0]	48 [100.0]
	都内	23 区	70 [80.5]	67 [77.0]	53 [72.6]	51 [85.0]	34 [70.8]
		市・町・村	6 [6.9]	9 [10.3]	6 [8.2]	6 [10.0]	5 [10.4]
	都 外		11 [12.6]	11 [12.6]	14 [19.2]	3 [5.0]	9 [18.8]

第8表 別組合有無別件数

(単位:件、%)

区分		年	平成27	28	29	30	令和元
総 数			87 [100.0]	87 [100.0]	73 [100.0]	60 [100.0]	48 [100.0]
有			14 [16.1]	13 [14.9]	8 [11.0]	8 [13.3]	7 [14.6]
無			73 [83.9]	74 [85.1]	65 [89.0]	52 [86.7]	41 [85.4]

第9表 従業員規模別件数

(単位:件、%)

規模 \ 年	平成27	28	29	30	令和元
総 数	87 [100.0]	87 [100.0]	73 [100.0]	60 [100.0]	48 [100.0]
49 人 以 下	32 [36.8]	36 [41.4]	29 [39.7]	18 [30.0]	11 [22.9]
50 ~ 99	12 [13.8]	7 [8.0]	4 [5.5]	7 [11.7]	10 [20.8]
100 ~ 199	5 [5.7]	8 [9.2]	7 [9.6]	4 [6.7]	6 [12.5]
200 ~ 299	7 [8.0]	9 [10.3]	3 [4.1]	1 [1.7]	1 [2.1]
300 ~ 499	5 [5.7]	3 [3.4]	6 [8.2]	6 [10.0]	1 [2.1]
500 ~ 999	8 [9.2]	9 [10.3]	5 [6.8]	3 [5.0]	3 [6.3]
1,000 人 以 上	16 [18.4]	13 [14.9]	11 [15.1]	16 [26.7]	6 [12.5]
不 詳	2 [2.3]	2 [2.3]	8 [11.0]	5 [8.3]	10 [20.8]

第10表 組合員規模別件数

(単位:件、%)

規模 \ 年	平成27	28	29	30	令和元
総 数	87 [100.0]	87 [100.0]	73 [100.0]	60 [100.0]	48 [100.0]
49 人 以 下	5 [5.7]	11 [12.6]	12 [16.4]	11 [18.3]	7 [14.6]
50 ~ 99	12 [13.8]	12 [13.8]	6 [8.2]	8 [13.3]	8 [16.7]
100 ~ 199	15 [17.2]	16 [18.4]	13 [17.8]	9 [15.0]	3 [6.3]
200 ~ 299	2 [2.3]	6 [6.9]	4 [5.5]	3 [5.0]	2 [4.2]
300 ~ 499	15 [17.2]	12 [13.8]	10 [13.7]	11 [18.3]	4 [8.3]
500 ~ 999	8 [9.2]	11 [12.6]	9 [12.3]	6 [10.0]	9 [18.8]
1,000 人 以 上	27 [31.0]	17 [19.5]	18 [24.7]	10 [16.7]	12 [25.0]
不 詳	3 [3.4]	2 [2.3]	1 [1.4]	2 [3.3]	3 [6.3]

第11表 産業別件数

(単位:件)

産業	年	件数				
		平成27	28	29	30	令和元
総数		87	87	73	60	48
A・B・C 農・林・漁・鉱		-	-	-	-	-
D 建設業		2	3	2	3	2
E 製造業		10	10	3	3	5
F 電気・ガス・ 熱供給・水道業		-	-	-	-	1
G 情報通信業		9	5	5	5	5
H 運輸・郵便業		17	6	10	9	5
I 卸売・小売業		12	12	6	8	8
J・K 金融・保険・ 不動産・物品賃貸業		-	4	-	1	1
L 学術研究・専門 サービス業		6	4	2	3	1
M 宿泊業・飲食 サービス業		2	4	8	2	7
N 生活関連サービ ス業・娯楽業		2	5	2	1	1
O 教育・学習支援業		8	14	8	10	8
P 医療・福祉		7	9	14	9	2
Q 複合サービス事業		-	1	1	-	-
R サービス業		12	10	11	6	2
S 公務		-	-	1	-	-
T 分類不能		-	-	-	-	-

(第11表つづき)

(単位:%)

産業	年	構成比				
		平成27	28	29	30	令和元
総数		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
A・B・C 農・林・漁・鉱		-	-	-	-	-
D 建設業		2.3	3.4	2.7	5.0	4.2
E 製造業		11.5	11.5	4.1	5.0	10.4
F 電気・ガス・ 熱供給・水道業		-	-	-	-	2.1
G 情報通信業		10.3	5.7	6.8	8.3	10.4
H 運輸・郵便業		19.5	6.9	13.7	15.0	10.4
I 卸売・小売業		13.8	13.8	8.2	13.3	16.7
J・K 金融・保険・ 不動産・物品賃貸業		-	4.6	-	1.7	2.1
L 学術研究・専門 サービス業		6.9	4.6	2.7	5.0	2.1
M 宿泊業・飲食 サービス業		2.3	4.6	11.0	3.3	14.6
N 生活関連サービ ス業・娯楽業		2.3	5.7	2.7	1.7	2.1
O 教育・学習支援業		9.2	16.1	11.0	16.7	16.7
P 医療・福祉		8.0	10.3	19.2	15.0	4.2
Q 複合サービス事業		-	1.1	1.4	-	-
R サービス業		13.8	11.5	15.1	10.0	4.2
S 公務		-	-	1.4	-	-
T 分類不能		-	-	-	-	-

第12-1表 製造業内訳

(単位:件)

内訳 \ 年	平成27	28	29	30	令和元
<b>製造業総数</b>	<b>10</b>	<b>10</b>	<b>3</b>	<b>3</b>	<b>5</b>
E09・10 食料品・飲料	1	-	-	1	-
E11 繊維	-	-	1	-	-
E12・13 木材・木製品・家具	-	-	-	-	-
E14 パルプ・紙・紙加工品	1	-	-	-	-
E15 印刷	-	2	-	1	1
E16・17 化学工業・石油・石炭	-	1	-	-	1
E18 プラスチック製品	1	-	-	-	-
E19・20 ゴム製品・皮革	-	-	-	-	1
E21 窯業・土石製品	-	1	-	-	-
E22・23・24 鉄鋼・非鉄金属・金属製品	3	4	1	-	1
E25・26 はん用・生産用機械器具	-	-	1	-	-
E27 業務用機械器具	-	1	-	-	-
E28 電子部品・デバイス・電子回路	-	-	-	1	-
E29 電気機械器具	1	-	-	-	1
E30 情報通信機械器具	-	-	-	-	-
E31 輸送用機械器具	-	-	-	-	-
E32 その他	3	1	-	-	-

第12-2表 サービス業内訳

(単位:件)

内訳	年	平成27	28	29	30	令和元
	サービス業総数 <sup>注</sup>		22	23	23	12
L71 学術・開発研究機関		-	2	1	1	-
L72 専門サービス業(他に分類されないもの)		4	-	1	2	-
L73 広告業		1	1	-	-	1
L74 技術サービス業(他に分類されないもの)		1	1	-	-	-
M75 宿泊業		-	-	1	-	-
M76 飲食店		1	4	7	2	6
M77 持ち帰り・配達飲食サービス業		1	-	-	-	1
N78 洗濯・理容・美容・浴場業		-	1	1	-	-
N79 その他の生活関連サービス業		1	1	-	1	1
N80 娯楽業		1	3	1	-	-
R88 廃棄物処理業		1	1	-	-	1
R89・90 自動車整備業・機械等修理業		-	-	-	-	-
R91 職業紹介・労働者派遣業		3	-	4	2	-
R92 その他の事業サービス業		4	7	5	2	-
R93 政治・経済・文化団体		1	-	1	-	-
R94 宗教		-	1	1	-	-
R95 その他のサービス業		3	1	-	2	1
R96 外国公務		-	-	-	-	-

注)「学術研究・専門サービス業」、「宿泊業・飲食サービス業」、「生活関連サービス業・娯楽業」及び「サービス業」の合計

第13表 調整事項別内訳

(単位:件)

事項	年	平成27	28	29	30	令和元
総数		196	189	158	126	103
1件当たり平均事項数		2.25	2.17	2.16	2.10	2.15
組合承認・組合活動等		6	4	7	3	5
協約締結・全面改定		2	-	-	2	1
協約効力・解釈		2	3	2	-	-
賃金等		41	39	42	29	24
賃金増額		3	2	4	2	3
一時金		6	5	6	3	7
諸手当		9	5	9	9	-
その他賃金に関するもの		18	19	15	12	12
退職一時金・年金		3	3	5	3	1
解雇・休業手当		2	5	3	-	1
給与以外の労働条件		28	24	21	19	13
労働時間		4	3	4	3	3
休日・休暇		4	2	3	3	2
作業方法の変更		-	-	-	-	-
定年制		-	1	2	2	-
その他の労働条件		20	18	12	11	8
経営又は人事		46	59	28	34	19
事業休廃止・事業縮小		4	6	1	1	1
企業合併・営業譲渡		-	1	-	-	-
人員整理		1	3	-	1	-
配置転換		8	9	1	5	3
解雇		28	32	24	24	14
その他の経営・人事		5	8	2	3	1
福利厚生		2	1	-	-	2
団交促進		57	54	53	39	31
事前協議制		1	-	-	-	1
その他		11	5	5	-	7



第14表 団交促進の内訳

(単位:件)

事項	年	平成27	28	29	30	令和元
<b>総 数</b>		<b>88</b>	<b>77</b>	<b>75</b>	<b>61</b>	<b>49</b>
組合承認・組合活動等		4	4	3	2	5
協約締結・全面改定		1	-	-	-	1
協約効力・解釈		1	-	1	-	-
<b>賃 金 等</b>		<b>28</b>	<b>24</b>	<b>33</b>	<b>19</b>	<b>15</b>
賃金増額		2	1	4	2	3
一時金		5	3	6	3	5
諸手当		7	3	6	5	-
その他賃金に関するもの		10	14	11	9	6
退職一時金・年金		3	1	3	-	1
解雇・休業手当		1	2	3	-	-
<b>給与以外の労働条件</b>		<b>22</b>	<b>14</b>	<b>14</b>	<b>17</b>	<b>9</b>
労働時間		4	2	2	3	1
休日・休暇		4	2	3	3	1
作業方法の変更		-	-	-	-	-
定年制		-	-	1	2	-
その他の労働条件		14	10	8	9	7
<b>経営又は人事</b>		<b>23</b>	<b>30</b>	<b>20</b>	<b>23</b>	<b>11</b>
事業休廃止・事業縮小		2	3	-	1	1
企業合併・営業譲渡		-	-	-	-	-
人員整理		1	2	-	1	-
配置転換		4	5	1	4	2
解雇		14	16	17	15	7
その他の経営・人事		2	4	2	2	1
<b>福利厚生</b>		<b>2</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>-</b>	<b>2</b>
団交ルール設定・当事者の態度等		-	-	-	-	-
事前協議制		-	-	-	-	1
その他		7	5	4	-	5

注)団交促進事項が複数の事件があるため、総数は第13表「団交促進」欄の数値とは一致しない。

第15表 あっせん員構成別件数

(単位:件、%)

区分 \ 年	平成27	28	29	30	令和元
あっせん総数	87 [100.0]	87 [100.0]	0 [100.0]	60 [100.0]	48 [100.0]
三者委員	23 [26.4]	18 [20.7]	r18 [24.7]	22 [36.7]	19 [39.6]
公益委員	-	-	-	-	-
事務局職員	64 [73.6]	69 [79.3]	r55 [75.3]	38 [63.3]	29 [60.4]

第16表 終結区分別平均所要日数

(単位:件、日)

区分 \ 年	平成27	28	29	30	令和元
総数	81 83.3	87 74.3	66 94.9	62 107.0	53 96.5
解決	43 95.5	39 87.7	25 106.1	26 107.5	19 142.6
取下	10 160.7	14 93.4	12 121.8	8 294.0	7 145.1
打切	28 37.0	33 50.3	29 74.2	28 53.1	27 51.5
不調	-	-	-	-	-
裁定	-	-	-	-	-

注1) 上段は件数、下段は平均日数。

2) 28年の総数欄の平均日数は、中央労働委員会に移管された1件を除いた86件の平均である。

第17表 解決事件・案提示有無別件数

(単位:件、%)

区分 \ 年	平成27	28	29	30	令和元
総 数	43 [100.0]	39 [100.0]	25 [100.0]	26 [100.0]	19 [100.0]
提 示 あ り	1 [2.3]	-	-	-	-
提 示 な し	42 [97.7]	39 [100.0]	25 [100.0]	26 [100.0]	19 [100.0]

第18表 取下理由別件数

(単位:件、%)

理由 \ 年	平成27	28	29	30	令和元
総 数	10 [100.0]	14 [100.0]	12 [100.0]	8 [100.0]	7 [100.0]
自主交渉で解決、又はその見通しがつく	-	2 [14.3]	3 [25.0]	2 [25.0]	1 [14.3]
自主交渉で解決したい	-	2 [14.3]	1 [8.3]	1 [12.5]	1 [14.3]
審査手続又は裁判所で和解	-	-	-	1 [12.5]	1 [14.3]
不当労働行為事件 命令交付	-	-	-	-	-
調停申請、不当労働行為申立、裁判所提訴	2 [20.0]	3 [21.4]	2 [16.7]	1 [12.5]	-
調整拒否	1 [10.0]	-	2 [16.7]	1 [12.5]	4 [57.1]
当事者主張固持 歩みより困難	4 [40.0]	6 [42.9]	3 [25.0]	-	-
そ の 他	3 [30.0]	1 [7.1]	1 [8.3]	2 [25.0]	-

第19表 打切理由別件数

(単位:件、%)

理由	年	平成27	28	29	30	令和元
総数		28 [100.0]	33 [100.0]	29 [100.0]	28 [100.0]	27 [100.0]
調整拒否		12 [42.9]	18 [54.5]	16 [55.2]	14 [50.0]	14 [51.9]
当事者主張固持 歩みより困難		16 [57.1]	15 [45.5]	13 [44.8]	14 [50.0]	13 [48.1]
案拒否		-	-	-	-	-
その他		-	-	-	-	-

第20表 実情調査取扱件数

(単位:件)

区分	年	平成27	28	29	30	令和元
	取扱件数		163	160	165	155
前年からの繰越		54	48	51	50	47
開始		109	112	114	105	92
終結件数		115	109	115	108	97
解決		115	109	115	107	97
打切		-	-	-	1	-
次年繰越		48	51	50	47	42

第21表 実情調査・業種別開始件数

(単位:件)

区分	年	平成27	28	29	30	令和元
	総数		109	112	114	105
運輸・通信業		3	8	5	4	2
電気・ガス・熱供給・水道業		-	-	-	-	-
廃棄物処理業		28	23	25	21	18
医療業		78	81	84	79	72
保健衛生業		-	-	-	-	-
その他		-	-	-	1	-

## 2 不当労働行為の審査

第22表 不当労働行為事件取扱件数

(単位:件、%)

区分	年	平成22	23	24	25	26
取扱件数		426	447	430	427	447
前年繰越		301	332	327	309	315
新規申立		125	115	103	118	132
終結件数		94 [100.0]	(1) 120 [100.0]	121 [100.0]	112 [100.0]	(1) 124 [100.0]
取下・和解		77 [81.9]	96 [80.0]	90 [74.4]	82 [73.2]	93 [75.0]
取下		23 [24.5]	18 [15.0]	23 [19.0]	15 [13.4]	17 [13.7]
無関与和解		12 [12.8]	8 [6.7]	8 [6.6]	13 [11.6]	12 [9.7]
関与和解		42 [44.7]	70 [58.3]	59 [48.8]	54 [48.2]	64 [51.6]
命令・決定		17 [18.1]	(1) 24 [20.0]	31 [25.6]	30 [26.8]	(1) 31 [25.0]
全部救済		4 [4.3]	(1) 14 [11.7]	7 [5.8]	9 [8.0]	(1) 4 [3.2]
一部救済		9 [9.6]	9 [7.5]	17 [14.0]	16 [14.3]	15 [12.1]
棄却		4 [4.3]	1 [0.8]	6 [5.0]	4 [3.6]	12 [9.7]
却下		-	-	1 [0.8]	1 [0.9]	-
救済率		50.0	78.0	50.0	56.7	39.1
終結率		22.1	26.8	28.1	26.2	27.7
次年繰越		332	327	309	315	323

注1) 件数欄の( )内数字は、一部分離命令で外数。

2) 救済率=(全部救済+一部救済×1/2)÷命令・決定×100、一部分離命令を含む。

3) 終結率=終結件数÷取扱件数×100

(第22表つづき)

(単位:件、%)

区分 \ 年	27	28	29	30	令和元
取扱件数	440	398	399	406	412
前年繰越	323	301	294	309	317
新規申立	117	97	105	97	95
終結件数	139 [100.0]	(1) 104 [100.0]	(5) 90 [100.0]	89 [100.0]	99 [100.0]
取下・和解	114 [82.0]	85 [81.7]	72 [80.0]	77 [86.5]	75 [75.8]
取下	19 [13.7]	16 [15.4]	5 [5.6]	10 [11.2]	15 [15.2]
無関与和解	11 [7.9]	12 [11.5]	16 [17.8]	10 [11.2]	12 [12.1]
関与和解	84 [60.4]	57 [54.8]	51 [56.7]	57 [64.0]	48 [48.5]
命令・決定	25 [18.0]	(1) 19 [18.3]	(5) 18 [20.0]	12 [13.5]	24 [24.2]
全部救済	6 [4.3]	(1) 3 [2.9]	(4) 12 [13.3]	3 [3.4]	10 [10.1]
一部救済	10 [7.2]	8 [7.7]	(1) 4 [4.4]	7 [7.9]	10 [10.1]
棄却	9 [6.5]	8 [7.7]	2 [2.2]	1 [1.1]	4 [4.0]
却下	-	-	-	1 [1.1]	-
救済率	44.0	44.0	80.4	54.2	62.5
終結率	31.6	26.1	22.6	21.9	24.0
次年繰越	301	294	309	317	313

第23表 都道府県労委対比新規件数

(単位:件、%)

区分 \ 年	平成27	28	29	30	令和元
東京都	117	97	105	97	95
全国	347	303	300	298	245
比率	33.7	32.0	35.0	32.6	38.8

第24表 申立人別件数

(単位:件、%)

区分 \ 年	平成27	28	29	30	令和元
総数	117 [100.0]	97 [100.0]	105 [100.0]	97 [100.0]	95 [100.0]
個人	1 [0.9]	-	1 [1.0]	5 [5.2]	1 [1.1]
組合	96 [82.1]	81 [83.5]	88 [83.8]	75 [77.3]	80 [84.2]
上部組合	-	-	1 [1.0]	-	-
個人・組合	3 [2.6]	-	1 [1.0]	1 [1.0]	2 [2.1]
組合・上部組合	16 [13.7]	16 [16.5]	14 [13.3]	16 [16.5]	12 [12.6]
個人・上部組合	-	-	-	-	-
個人・組合・ 上部組合	1 [0.9]	-	-	-	-



第25表 企業の所在地別件数

(単位:件、%)

区分		年				
		平成27	28	29	30	令和元
総 数		117 [100.0]	97 [100.0]	105 [100.0]	97 [100.0]	95 [100.0]
都内	23 区	77 [65.8]	74 [76.3]	69 [65.7]	64 [66.0]	55 [57.9]
	市・町・村	9 [7.7]	4 [4.1]	8 [7.6]	9 [9.3]	13 [13.7]
都 外		31 [26.5]	19 [19.6]	28 [26.7]	24 [24.7]	27 [28.4]

第26表 従業員規模別件数

(単位:件、%)

規模		年				
		平成27	28	29	30	令和元
総 数		117 [100.0]	97 [100.0]	105 [100.0]	97 [100.0]	95 [100.0]
49 人 以 下		33 [28.2]	29 [29.9]	27 [25.7]	33 [34.0]	23 [24.2]
50 ～ 99		11 [9.4]	11 [11.3]	18 [17.1]	8 [8.2]	8 [8.4]
100 ～ 199		13 [11.1]	9 [9.3]	14 [13.3]	6 [6.2]	9 [9.5]
200 ～ 299		7 [6.0]	5 [5.2]	6 [5.7]	7 [7.2]	7 [7.4]
300 ～ 499		6 [5.1]	7 [7.2]	9 [8.6]	5 [5.2]	5 [5.3]
500 ～ 999		6 [5.1]	4 [4.1]	5 [4.8]	4 [4.1]	9 [9.5]
1,000 人 以 上		29 [24.8]	14 [14.4]	22 [21.0]	27 [27.8]	19 [20.0]
不 詳		12 [10.3]	18 [18.6]	4 [3.8]	7 [7.2]	15 [15.8]

第27表 別組合有無別件数

(単位:件、%)

区分 \ 年	平成27	28	29	30	令和元
総数	116 [100.0]	97 [100.0]	104 [100.0]	92 [100.0]	94 [100.0]
有	28 [24.1]	17 [17.5]	15 [14.4]	22 [23.9]	18 [19.1]
無 (不明を含む)	88 [75.9]	80 [82.5]	89 [85.6]	70 [76.1]	76 [80.9]

注)個人申立てを含まない。

第28表 加盟上部団体有無別件数

(単位:件、%)

区分 \ 年	平成27	28	29	30	令和元
総数	116 [100.0]	97 [100.0]	104 [100.0]	92 [100.0]	94 [100.0]
有	88 [75.9]	71 [73.2]	74 [71.2]	71 [77.2]	69 [73.4]
無	28 [24.1]	26 [26.8]	30 [28.8]	21 [22.8]	25 [26.6]

注)個人申立てを含まない。

第29表 加盟上部団体系統別件数

(単位:件、%)

区分		年				
		平成27	28	29	30	令和元
総 数		88 [100.0]	71 [100.0]	74 [100.0]	71 [100.0]	69 [100.0]
連 合		52 [59.1]	51 [71.8]	49 [66.2]	45 [63.4]	44 [63.8]
	J A M	1	-	-	-	2
	J E C 連 合	-	-	-	-	-
	U A ゼ ン セ ン	-	1	-	1	2
	政 労 連	-	-	-	-	-
	全 水 道	-	-	1	1	-
	情 報 労 連	-	-	1	-	1
	連 合 ユ ニ オ ン	11	12	8	6	5
	全 国 ユ ニ オ ン	39	33	35	34	32
	そ の 他	1	5	4	3	2
全 労 連		11 [12.5]	12 [16.9]	8 [10.8]	17 [23.9]	15 [21.7]
	日 本 医 労 連		2	2	-	1
	建 交 労	1	1	2	1	1
	全 国 一 般	4	3	-	9	5
	全 印 総 連	-	1	-	-	-
	私 教 連	1	-	-	2	1
	J M I T U	2	2	2	1	2
	自 交 総 連	-	1	-	-	1
	全 労 連 自 治 労 連	3	1	2	1	2
	そ の 他	-	1	-	3	2
上 記 以 外		25 [28.4]	8 [11.3]	17 [23.0]	9 [12.7]	10 [14.5]
全 労 協	全 国 一 般 東 京 労 組	5	1	9	3	2
	国 鉄 労 組	-	-	-	-	-
	そ の 他	14	4	4	4	7
	出 版 労 連	3	2	-	1	1
	航 空 連	-	-	1	1	-
	全 損 保	-	-	1	-	-
	外 銀 連	-	-	-	-	-
	電 算 労	-	-	-	-	-
	そ の 他	3	1	2	-	-

第30表 労働組合法第7条該当号別件数

(単位:件)

区分		年	件 数				
			平成27	28	29	30	令和元
申 立 件 数			117	97	105	97	95
大 分 類	1 号 関 係		43	35	39	37	30
	2 号 関 係		96	73	79	71	75
	3 号 関 係		54	41	64	66	56
	4 号 関 係		1	-	5	2	1
内             内 訳	1 号		5	6	2	1	-
	2 号		54	41	31	24	35
	3 号		7	8	12	12	11
	4 号		-	-	-	-	-
	1 ・ 2 号		4	9	8	5	4
	1 ・ 3 号		9	10	9	12	9
	1 ・ 4 号		-	-	-	-	-
	2 ・ 3 号		13	13	22	23	19
	2 ・ 4 号		-	-	-	1	-
	3 ・ 4 号		-	-	1	-	-
	1 ・ 2 ・ 3 号		24	10	16	18	16
	1 ・ 2 ・ 4 号		-	-	-	-	-
	1 ・ 3 ・ 4 号		-	-	2	1	-
	2 ・ 3 ・ 4 号		-	-	-	-	-
1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 号		1	-	2	-	1	

注1) 大分類各号別件数は、内訳の号別件数を各号別に整理集計したもので、申立件数とは一致しない。

(第30表つづき)

(単位:%)

区分		年	構成比				
			平成27	28	29	30	令和元
申立件数			100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
大分類	1号関係		36.8	36.1	37.1	38.1	31.6
	2号関係		82.1	75.3	75.2	73.2	78.9
	3号関係		46.2	42.3	61.0	68.0	58.9
	4号関係		0.9	-	4.8	2.1	1.1
内訳	1号		4.3	6.2	1.9	1.0	-
	2号		46.2	42.3	29.5	24.7	36.8
	3号		6.0	8.2	11.4	12.4	11.6
	4号		-	-	-	-	-
	1・2号		3.4	9.3	7.6	5.2	4.2
	1・3号		7.7	10.3	8.6	12.4	9.5
	1・4号		-	-	-	-	-
	2・3号		11.1	13.4	21.0	23.7	20.0
	2・4号		-	-	-	1.0	-
	3・4号		-	-	1.0	-	-
	1・2・3号		20.5	10.3	15.2	18.6	16.8
	1・2・4号		-	-	-	-	-
	1・3・4号		-	-	1.9	1.0	-
	2・3・4号		-	-	-	-	-
	1・2・3・4号		0.9	-	1.9	-	1.1

注2) 大分類各号別構成比は、申立件数に対するものである。

第31表 産業別件数

(単位:件)

産業	年	件数				
		平成27	28	29	30	令和元
総数		117	97	105	97	95
A・B・C 農・林・漁・鉱		-	-	-	-	-
D 建設業		2	3	2	3	3
E 製造業		22	14	6	9	15
F 電気・ガス・ 熱供給・水道業		-	-	1	2	-
G 情報通信業		3	11	11	13	4
H 運輸・郵便業		19	13	24	17	13
I 卸売・小売業		12	13	13	9	13
J・K 金融・保険・ 不動産・物品賃貸業		2	3	5	5	6
L 学術研究・専門 サービス業		4	2	7	3	4
M 宿泊業・飲食 サービス業		9	11	1	6	10
N 生活関連サービ ス業・娯楽業		4	4	6	2	3
O 教育・学習支援業		15	6	7	8	6
P 医療・福祉		5	9	13	12	6
Q 複合サービス事業		-	-	-	-	1
R サービス業		14	8	7	4	10
S 公務		6	-	2	4	1
T 分類不能		-	-	-	-	-

(第31表つづき)

(単位:%)

産業	年	構成比				
		平成27	28	29	30	令和元
総数		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
A・B・C 農・林・漁・鉱		-	-	-	-	-
D 建設業		1.7	3.1	1.9	3.1	3.2
E 製造業		18.8	14.4	5.7	9.3	15.8
F 電気・ガス・ 熱供給・水道業		-	-	1.0	2.1	-
G 情報通信業		2.6	11.3	10.5	13.4	4.2
H 運輸・郵便業		16.2	13.4	22.9	17.5	13.7
I 卸売・小売業		10.3	13.4	12.4	9.3	13.7
J・K 金融・保険・ 不動産・物品賃貸業		1.7	3.1	4.8	5.2	6.3
L 学術研究・専門 サービス業		3.4	2.1	6.7	3.1	4.2
M 宿泊業・飲食 サービス業		7.7	11.3	1.0	6.2	10.5
N 生活関連サービ ス業・娯楽業		3.4	4.1	5.7	2.1	3.2
O 教育・学習支援業		12.8	6.2	6.7	8.2	6.3
P 医療・福祉		4.3	9.3	12.4	12.4	6.3
Q 複合サービス事業		-	-	-	-	1.1
R サービス業		12.0	8.2	6.7	4.1	10.5
S 公務		5.1	-	1.9	4.1	1.1
T 分類不能		-	-	-	-	-

第32-1表 製造業内訳

(単位:件)

内訳 \ 年	平成27	28	29	30	令和元
<b>製造業総数</b>	<b>22</b>	<b>14</b>	<b>6</b>	<b>9</b>	<b>15</b>
E09・10 食料品・飲料	3	1	-	-	5
E11 繊維	1	1	1	-	-
E12・13 木材・木製品・家具	-	-	1	-	-
E14 パルプ・紙・紙加工品	-	-	-	-	1
E15 印刷	4	3	-	2	1
E16・17 化学工業・石油・石炭	1	2	-	1	3
E18 プラスチック製品	-	-	-	-	-
E19・20 ゴム製品・皮革	1	-	-	-	-
E21 窯業・土石製品	-	-	-	-	-
E22・23・24 鉄鋼・非鉄金属・金属製品	2	3	1	-	1
E25・26 はん用・生産用機械器具	1	-	1	-	1
E27 業務用機械器具	2	1	1	1	1
E28 電子部品・デバイス・電子回路	-	1	-	2	1
E29 電気機械器具	1	-	-	1	-
E30 情報通信機械器具	2	1	1	-	-
E31 輸送用機械器具	2	1	-	-	-
E32 その他	2	-	-	2	1



第32-2表 サービス業内訳

(単位:件)

内訳	年				
	平成27	28	29	30	令和元
サービス業総数 <sup>注</sup>	31	25	21	15	27
L71 学術・開発研究機関	-	1	1	-	-
L72 専門サービス業 (他に分類されないもの)	4	-	3	3	2
L73 広告業	-	1	1	-	1
L74 技術サービス業 (他に分類されないもの)	-	-	2	-	1
M75 宿泊業	1	3	-	-	1
M76 飲食店	8	7	1	4	8
M77 持ち帰り・配達飲食 サービス業	-	1	-	2	1
N78 洗濯・理容・美容・浴場業	-	2	1	1	2
N79 その他の生活関連 サービス業	4	-	2	-	-
N80 娯楽業	-	2	3	1	1
R88 廃棄物処理業	3	1	-	-	1
R89・90 自動車整備業・機械 等修理業	-	-	-	-	-
R91 職業紹介・労働者派遣業	3	2	1	-	3
R92 その他の事業サービス業	4	3	3	2	2
R93 政治・経済・文化団体	2	2	1	-	4
R94 宗教	-	-	-	-	-
R95 その他のサービス業	2	-	-	1	-
R96 外国公務	-	-	2	1	-

注)「学術研究・専門サービス業」、「宿泊業・飲食サービス業」、「生活関連サービス業・娯楽業」、及び「サービス業」の合計

第33表 審査等実施回数

(単位:回)

区分	年	平成27	28	29	30	令和元
	総数		844	742	717	827
調査		731	663	617	685	645
審問		69	46	53	62	57
和解		7	4	8	6	1
その他		37	29	39	74	130

注)「その他」は立会団交・事情聴取・打合せ等の合計である。

第34表 終結事件・審査状況

(単位:件、回、人、日)

区分	年	平成27	28	29	30	令和元
	終結件数		139	104	90	89
平均調査回数		7.6	6.9	6.6	6.4	7.7
平均審問回数		0.8	0.8	0.5	0.6	0.7
平均証人数		1.4	1.5	0.9	0.9	1.3
平均所要日数		496.9	472.5	417.5	401.8	513.3
うち、命令事件		25	19	18	12	24
平均調査回数		10.8	12.3	8.2	10.8	10.3
平均審問回数		3.1	3.5	1.6	2.2	2.4
平均証人数		1.3	1.4	2.4	3.8	4.1
平均所要日数		922.4	962.9	677.9	804.3	864.8

注)一部分離命令は含まない。

第35表 終結事件・調査、審問回数別件数

(単位:件、回)

区分	年	平成27		28		29		30		令和元	
		調 査	審 問	調 査	審 問	調 査	審 問	調 査	審 問	調 査	審 問
終結件数		139		104		90		89		99	
1回		9	12	5	9	8	6	7	3	6	5
2回		12	11	12	6	5	16	12	9	9	11
3回		16	3	12	3	4	3	8	4	8	6
4回		10	9	11	4	12	-	5	4	7	4
5回		9	3	4	1	11	-	5	-	5	2
6回		11	1	8	1	7	-	4	-	7	-
7回		10	-	6	1	3	-	6	-	4	-
8回		12	-	7	1	6	-	7	-	6	-
9回		10	-	7	-	5	-	4	-	11	-
10回以上		34	1	24	1	23	-	22	-	31	-
0回		6	99	8	77	6	65	9	69	5	71
総回数		1,051	112	716	86	590	47	573	49	764	71

注)一部分離命令は含まない。

第36表 終結事件・証人数別件数

(単位:件、人)

区分	年	平成27	28	29	30	令和元
終 結 件 数		139	104	90	89	99
1 ～ 5 人		30	19	22	18	21
6 ～ 10 人		9	7	3	2	7
11 ～ 15 人		-	1	-	-	-
16 ～ 20 人		-	-	-	-	-
21 人 以 上		-	-	-	-	-
証 人 な し		100	77	65	69	71
証 人 総 数		157	125	82	80	127

注) 一部分離命令は含まない。

第37-1表 終結区分別平均所要日数

(単位:日)

区分	年	平成27	28	29	30	令和元
<b>総平均日数</b>		<b>496.9</b>	<b>472.5</b>	<b>417.5</b>	<b>401.8</b>	<b>513.3</b>
全部救済		653.3	739.7	602.5	776.7	765.2
一部救済		1,119.2	861.6	958.8	815.9	992.8
棄却		883.1	1,148.0	569.0	554.0	793.8
却下		-	-	-	1,056.0	-
関与和解		450.1	317.3	374.1	378.3	438.0
無関与和解		214.8	482.8	320.7	218.4	297.6
その他取下		307.5	435.6	231.8	236.7	364.1

注)一部分離命令は含まない。

第37-2表 終結区分別平均所要日数(民間のみ)

(単位:日)

区分	年	平成27	28	29	30	令和元
<b>総平均日数</b>		<b>496.9</b>	<b>472.5</b>	<b>417.5</b>	<b>401.8</b>	<b>513.3</b>
<b>うち民間</b>		<b>498.5</b>	<b>474.7</b>	<b>406.8</b>	<b>390.6</b>	<b>510.1</b>
全部救済		653.3	739.7	602.5	776.7	765.2
一部救済		1,119.2	861.6	870.5	815.9	1,011.9
棄却		883.1	1,148.0	569.0	-	793.8
却下		-	-	-	1,056.0	-
関与和解		450.1	318.6	379.8	363.0	438.0
無関与和解		214.8	482.8	320.7	218.4	297.6
取下		308.9	435.6	231.8	236.7	364.1
<b>終結事件総数</b>		<b>139</b>	<b>104</b>	<b>90</b>	<b>89</b>	<b>99</b>
<b>終結事件数 (民間関係)</b>		<b>138</b>	<b>103</b>	<b>87</b>	<b>87</b>	<b>98</b>

注)一部分離命令は含まない。

第37-3表 終結区分別平均所要日数(長期係属事件を除く)

(単位:日)

区分		年				
		平成27	28	29	30	令和元
総平均日数		496.9	472.5	417.5	401.8	513.3
うち、長期以外		407.6	459.4	417.5	385.2	513.3
	全部救済	653.3	739.7	602.5	776.7	765.2
	一部救済	898.4	861.6	958.8	815.9	992.8
	棄却	883.1	1,051.1	569.0	554.0	793.8
	却下	-	-	-	1,056.0	-
	関与和解	336.8	317.3	374.1	351.7	438.0
	無関与和解	214.8	482.8	320.7	218.4	297.6
	取下	307.5	435.6	231.8	236.7	364.1
終結事件総数		139	104	90	89	99
終結事件数 (長期以外)		133	103	90	88	99

注1) 一部分離命令は含まない。

2) 「長期係属事件」とは、申立てから終結まで5年以上を要したものの。

第38表 審査の実効確保の措置申立・勧告等件数

(単位:件)

区分	年	平成27	28	29	30	令和元
	措置申立件数		20	16	14	19
勧告等措置件数		8	10	7	10	8
	規則40条による勧告	-	-	-	-	-
	その他の措置	8	10	7	10	8
	文書	5	7	6	8	4
	口頭	3	3	1	2	4

注1) 1件の措置申立てに対して複数の措置がなされること、複数の措置申立てに対して1件の措置がなされることがある。

2) 勧告等が措置申立ての翌年以降になされることもあるが、その件数は措置申立てのあった年の措置件数に含めている。

3) 措置件数及びその内訳は、令和2年1月末現在のものである。

### 3 労働組合の資格審査

第39表 資格審査取扱件数

(単位:件、%)

区分		年				
		平成22	23	24	25	26
取扱件数		382	429	410	385	401
	前年繰越	210	246	249	228	219
	新規申請	172	183	161	157	182
終結件数		136 [100.0]	180 [100.0]	182 [100.0]	166 [100.0]	171 [100.0]
	取下	2 [1.5]	1 [0.6]	-	2 [1.2]	3 [1.8]
	打切	85 [62.5]	111 [61.7]	111 [61.0]	95 [57.2]	101 [59.1]
	資格あり	49 [36.0]	68 [37.8]	71 [39.0]	68 [41.0]	67 [39.2]
	補正勧告あり	-	-	-	-	-
	補正勧告なし	49	68	71	68	67
	資格なし	-	-	-	1 [0.6]	-
次年繰越		246	249	228	219	230

第40表 都道府県労委対比新規件数

(単位:件、%)

区分		年				
		平成27	28	29	30	令和元
	東京都	155	127	145	130	132
	全国	529	456	502	449	404
	比率	29.3	27.9	28.9	29.0	32.7



(第39表つづき)

(単位:件、%)

区分		年				
		平成27	28	29	30	令和元
取扱件数		385	318	327	328	336
	前年繰越	230	191	182	198	204
	新規申請	155	127	145	130	132
終結件数		194 [100.0]	136 [100.0]	129 [100.0]	124 [100.0]	143 [100.0]
	取下	3 [1.5]	2 [1.5]	1 [0.8]	2 [1.6]	1 [0.7]
	打切	136 [70.1]	94 [69.1]	78 [60.5]	87 [70.2]	88 [61.5]
	資格あり	55 [28.4]	40 [29.4]	50 [38.8]	34 [27.4]	54 [37.8]
	補正勧告あり	-	-	-	-	-
	補正勧告なし	55	40	50	34	54
	資格なし	-	-	-	1 [0.8]	-
次年繰越		191	182	198	204	193

第41表 係属事由別新規件数

(単位:件)

区分		年				
		平成27	28	29	30	令和元
総数		155	127	145	130	132
不当労働行為		134	114	120	110	109
法人登記		15	11	21	17	17
委員推薦		5	-	4	1	4
労働者供給事業		1	2	-	2	2

第42表 係属事由別終結件数

(単位:件)

区分	取 扱 件 数	終 結 件 数					次 年 繰 越
			取 下	打 切	資 格 あり	資 格 な し	
総 数	336	143	1	88	54	-	193
不当労働行為	311	123	-	88	35	-	188
法人登記	19	15	1	-	14	-	4
委員推薦	4	4	-	-	4	-	-
労働者供給事業	2	1	-	-	1	-	1

第43表 係属事由別平均所要日数

(単位:日)

区分	年	平成27	28	29	30	令和元
総平均日数		548.8	442.9	393.0	363.6	467.3
不当労働行為		596.8	497.4	460.2	428.6	534.5
法人登記		181.5	95.1	56.5	103.7	62.1
委員推薦		34.0	-	9.3	5.0	29.0
労働者供給事業		11.4	31.5	-	23.0	27.0

## 4 相談

第44表 相談件数

(単位:件)

区分 \ 年	平成27	28	29	30	令和元
総 数	1,159 (362)	1,066 (314)	1,059 (323)	947 (288)	969 (277)
調整に関するもの	218 (87)	221 (87)	213 (73)	202 (60)	162 (48)
不当労働行為に関するもの	247 (117)	248 (97)	252 (105)	250 (97)	243 (95)
資格審査に関するもの	243 (155)	214 (127)	231 (145)	205 (130)	233 (132)
その他の相談	451 (3)	383 (3)	363 (0)	290 (1)	331 (2)

注)( )内件数は、申請・申立件数で内数。

## 第44期東京都労働委員会委員名簿

令和元年12月31日現在

区分	氏 名	現 職	就 任 日
公 益 委 員	会 長 かな い やす お 金 井 康 雄	元札幌高等裁判所長官	29・12・1
	会長代理 こう ぜん こう いち 光 前 幸 一	弁護士（東京弁護士会）	25・12・1
	会長代理 みずまち ゆういちろう 水町 勇一郎	東京大学 社会科学研究所教授	23・1・15
	いな ば やす お 稲 葉 康 生	株式会社毎日新聞社 終身名誉職員 ジャーナリスト	23・12・1
	まき ふち ま り こ 巻 淵 眞 理 子	弁護士(第一東京弁護士会)	29・12・1
	み き よし ひと 三 木 祥 史	弁護士(第一東京弁護士会)	29・12・1
	こん どう たか し 近 藤 卓 史	弁護士(第二東京弁護士会)	27・12・1
	の だ ひろし 野 田 博	中央大学 法学部教授	27・5・1
	いし ぐろ きよ こ 石 黒 清 子	弁護士（東京弁護士会）	27・12・1
	きく ち よし み 菊 池 馨 実	早稲田大学 法学学術院教授	25・8・7
	た むら たつ ひさ 田 村 達 久	早稲田大学 法学学術院教授	元・12・1
	こ にし やす ゆき 小 西 康 之	明治大学 法学部教授	27・4・1
かわ た たく ゆき 川 田 琢 之	筑波大学 ビジネスサイエンス系教授	25・12・1	

区分	氏名	現職	就任日
労働者委員	おのひであき 尾野秀明	UAゼンセン東京都支部 参与	29・12・1
	おおつかはくぶん 大塚博文	日本出版労働組合連合会 元副中央執行委員長	25・12・1
	かみむらときひこ 上村時彦	全水道東京水道労働組合 特別執行委員	27・12・1
	あおきまさお 青木正男	自治労東京都本部 公共サービス民間労組協議会 顧問	29・12・1
	さいとうよしゆき 齋藤好行	情報労連東京都協議会 特別幹事	元・12・1
	ほかぞのこうじ 外園幸二	電機連合東京地方協議会 特別常任幹事	元・12・1
	かわかみせいし 川上晴司	JAM東京千葉 顧問	30・6・1
	もりはるみ 森 治 美	全労連・全国一般労働組合 東京地方本部 中央執行委員長	27・12・1
	あんどうてつお 安藤哲雄	自動車総連 東京地方協議会 議長	29・12・1
	やまもとちえこ 山本千恵子	UAゼンセン東京都支部 参与	元・12・1
	たかはしひろゆき 高橋宏之	東京地下鉄労働組合 執行委員長	29・12・1
	くほじゅんいちろう 久保潤一郎	連合東京 労働政策局長	29・12・1
さとうしげみ 佐藤重己	東京都電力総連 会長	元・12・1	

区分	氏名	現職	就任日
使用者委員	うめ うち かつ のり 梅 内 克 範	大崎電気工業株式会社 社友	23・6・1
	もん ま たかし 門 馬 卓	鹿島建設株式会社 社友	25・12・1
	いし い とし お 石 井 敏 雄	東京都中小企業経営者協会 理事・事務局長	23・6・1
	か とう せつ お 加 藤 節 夫	日本ダイカスト工業協同組合 常任理事	25・12・1
	うち だ たか ふみ 内 田 隆 文	株式会社資生堂 社友	23・12・1
	まつ だ じ ろう 松 田 二 郎	東京都中小企業団体中央会 特別顧問	元・12・1
	はし もと まさ みち 橋 本 昌 道	株式会社東商サポート&サービス 顧問	29・12・1
	いわ した しゅう いち 岩 下 秀 市	明治ホールディングス株式会社 顧問	元・12・1
	みや した けい こ 宮 下 恵 子	ANAウイングス株式会社 顧問	29・12・1
	くま た きょう こ 熊 田 京 子	東日本電信電話株式会社 社友	元・12・1
	くろ ぼね じ ろう 黒 羽 二 朗	TFペイメントサービス株式会社 常務取締役	元・12・1
	いし かわ すみ ひこ 石 川 純 彦	一般社団法人東京経営者協会 事業局上席参事	29・12・1
	あら い とし みつ 新 井 俊 光	一般社団法人東京経営者協会 参与	29・12・1

## 退任委員名簿（令和元年）

### （公益委員）

氏 名	現 職 ・ 経 歴	委 員 歴
ふさむらせい いち 房村 精一	弁護士(第二東京弁護士会)	24・4・1 ～元・11・30

### （労働者委員）

氏 名	現 職 ・ 経 歴	委 員 歴
でん た ゆう じ 傳 田 雄 二	サービス連合 特別中央執行委員	21・12・1 ～元・11・30
とみ なか たかし 富 中 崇	情報労連東京都協議会 特別幹事	25・12・1 ～元・11・30
いないずみ けんたろう 稲泉 健太郎	電機連合東京地方協議会 特別常任幹事	25・12・1 ～元・11・30
よこ やま よう こ 横 山 陽 子	UAゼンセン東京都支部 参与	25・12・1 ～元・11・30

### （使用者委員）

氏 名	現 職 ・ 経 歴	委 員 歴
たか ほし いきお 高 橋 功	東京都中小企業団体中央会 副会長	23・12・1 ～元・11・30
すず き まさと 鈴 木 正 人	(公財) 国際研修協力機構 監事	25・12・1 ～元・11・30
かね こ ひで さだ 金 子 秀 定	明治ホールディングス株式会社 社友	27・12・1 ～元・11・30
いの うえ のぼる 井 上 登	株式会社NTTドコモ 社友	27・12・1 ～元・11・30

## 東京都労働委員会あっせん員候補者名簿

令和元年12月31日現在

氏 名	現 職 ・ 経 歴	委嘱年月日
かな い やす お 金 井 康 雄	東京都労働委員会会長 元札幌高等裁判所長官	29・12・5
こう ぜん こう いち 光 前 幸 一	東京都労働委員会会長代理 弁護士(東京弁護士会)	25・12・4
みず まち ゆういちろう 水 町 勇一郎	東京都労働委員会会長代理 東京大学 社会科学研究所教授	23・1・25
いな ば やす お 稲 葉 康 生	東京都労働委員会委員 株式会社毎日新聞社 終身名誉職員 ジャーナリスト	23・12・2
まき ふち まりこ 巻 淵 眞理子	東京都労働委員会委員 弁護士(第一東京弁護士会)	29・12・5
み き よし ひと 三 木 祥 史	東京都労働委員会委員 弁護士(第一東京弁護士会)	29・12・5
こん どう たか し 近 藤 卓 史	東京都労働委員会委員 弁護士(第二東京弁護士会)	27・12・4
の だ ひろし 野 田 博	東京都労働委員会委員 中央大学 法学部教授	27・5・12
いし ぐろ きよ こ 石 黒 清 子	東京都労働委員会委員 弁護士(東京弁護士会)	27・12・4
きく ち よし み 菊 池 馨 実	東京都労働委員会委員 早稲田大学 法学学術院教授	25・8・27
た むら たつ ひさ 田 村 達 久	東京都労働委員会委員 早稲田大学 法学学術院教授	元・12・2
こ にし やす ゆき 小 西 康 之	東京都労働委員会委員 明治大学 法学部教授	27・4・7



氏 名	現 職 ・ 経 歴	委嘱年月日
かわ た たく ゆき 川 田 琢 之	東京都労働委員会委員 筑波大学 ビジネスサイエンス系教授	25・12・4
ふさ むら せい いち 房 村 精 一	前東京都労働委員会委員	24・4・3
おの ひで あき 尾 野 秀 明	東京都労働委員会委員 UAゼンセン東京都支部 参与	29・12・5
おお つか はく ぶん 大 塚 博 文	東京都労働委員会委員 日本出版労働組合連合会 元副中央執行委員長	25・12・4
かみ むら とき ひこ 上 村 時 彦	東京都労働委員会委員 全水道東京水道労働組合 特別執行委員	27・12・4
あお き まさ お 青 木 正 男	東京都労働委員会委員 自治労東京都本部 公共サービス民間労組協議会 顧問	29・12・5
さい とう よし ゆき 齊 藤 好 行	東京都労働委員会委員 情報労連東京都協議会 特別幹事	元・12・2
ほか ぞの こう じ 外 園 幸 二	東京都労働委員会委員 電機連合東京地方協議会 特別常任幹事	元・12・2
かわ かみ せい じ 川 上 晴 司	東京都労働委員会委員 JAM東京千葉 顧問	30・6・1
もり はる み 森 治 美	東京都労働委員会委員 全労連・全国一般労働組合 東京地方本部 中央執行委員長	27・12・4
やす どう てつ お 安 藤 哲 雄	東京都労働委員会委員 自動車総連 東京地方協議会 議長	29・12・5
やま もと ち え こ 山 本 千 恵 子	東京都労働委員会委員 UAゼンセン東京都支部 参与	元・12・2
たか はし ひろ ゆき 高 橋 宏 之	東京都労働委員会委員 東京地下鉄労働組合 執行委員長	29・12・5

氏 名	現 職 ・ 経 歴	委嘱年月日
く ぼ じゅんいちろう 久保潤一郎	東京都労働委員会委員 連合東京 労働政策局長	29・12・5
さ とう しげ み 佐藤重己	東京都労働委員会委員 東京都電力総連 会長	元・12・2
とみ なか たかし 富中 崇	前東京都労働委員会委員	25・12・4
いな いずみ けんたろう 稲泉 健太郎	前東京都労働委員会委員	25・12・4
でん た ゆう じ 傳田 雄 二	前東京都労働委員会委員	21・12・1
よこ やま よう こ 横山 陽 子	前東京都労働委員会委員	25・12・4
うめ うち かつ のり 梅内 克 範	東京都労働委員会委員 大崎電気工業株式会社 社友	23・6・7
もん ま たかし 門 馬 卓	東京都労働委員会委員 鹿島建設株式会社 社友	25・12・4
いし い とし お 石井 敏 雄	東京都労働委員会委員 東京都中小企業経営者協会 理事・事務局長	23・6・7
か とう せつ お 加藤 節 夫	東京都労働委員会委員 日本ダイカスト工業協同組合 常任理事	25・12・4
うち だ たか ふみ 内田 隆 文	東京都労働委員会委員 株式会社資生堂 社友	23・12・2
まつ だ じ ろう 松田 二 郎	東京都労働委員会委員 東京都中小企業団体中央会 特別顧問	元・12・2
はし もと まさ みち 橋本 昌 道	東京都労働委員会委員 株式会社東商サポート&サービス 顧問	29・12・5

氏 名	現 職 ・ 経 歴	委嘱年月日
いわ した しゅう いち 岩 下 秀 市	東京都労働委員会委員 明治ホールディングス株式会社 顧問	元・12・2
みや した けい こ 宮 下 恵 子	東京都労働委員会委員 ANAウイングス株式会社 顧問	29・12・5
くま た きょう こ 熊 田 京 子	東京都労働委員会委員 東日本電信電話株式会社 社友	元・12・2
くろ ぼね じ ろう 黒 羽 二 朗	東京都労働委員会委員 TFペイメントサービス株式会社 常務取締役	元・12・2
いし かわ すみ ひこ 石 川 純 彦	東京都労働委員会委員 一般社団法人東京経営者協会 事業局上席参事	29・12・5
あら い とし みつ 新 井 俊 光	東京都労働委員会委員 一般社団法人東京経営者協会 参与	29・12・5
たか はし いきお 高 橋 功	前東京都労働委員会委員	23・12・2
かね こ ひで さだ 金 子 秀 定	前東京都労働委員会委員	27・12・4
いの うえ のぼる 井 上 登	前東京都労働委員会委員	27・12・4
すず き まさ と 鈴 木 正 人	前東京都労働委員会委員	25・12・4
まつ やま ひで ゆき 松 山 英 幸	東京都労働委員会事務局 事務局長	31・4・9
やま なか あつし 山 中 淳	東京都労働委員会事務局 総務課長	31・4・9
こん どう たくみ 近 藤 匠	東京都労働委員会事務局 審査調整課長	29・4・4

氏 名	現 職 ・ 経 歴	委嘱年月日
むら かに えい いち 村 上 英 一	東京都労働委員会事務局 法務専門課長	27・4・7
しん たく まり こ 新 宅 真理子	東京都労働委員会事務局 審査調整法務担当課長	30・7・3
みず の さ や か 水 野 紗綾香	東京都労働委員会事務局 審査調整法務担当課長	元・10・1
ひら の しげる 平 野 茂	東京都労働委員会事務局 調整担当課長	31・4・9
つち や ひろ よし 土 屋 博 良	東京都労働委員会事務局 審査調整課 課長代理	28・4・5
たか はし きょう こ 高 橋 恭 子	東京都労働委員会事務局 審査調整課 課長代理	31・4・9
おん た かず き 恩 田 和 貴	東京都労働委員会事務局 審査調整課 課長代理	29・4・4
ひら かわ ひろみ 平 川 ひろみ	東京都労働委員会事務局 審査調整課 課長代理	30・4・3
ひろ た そう いち 廣 田 壯 一	東京都労働委員会事務局 審査調整課 主任	24・4・3
しの はら とし ゆき 篠 原 敏 幸	東京都産業労働局 雇用就業部長	30・4・3
たか もと けん じ 高 本 賢 司	東京都労働相談情報センター 所長	31・4・9
まつ た よし ふみ 松 田 義 史	東京都産業労働局 雇用就業部 労働環境課長	31・4・9
おお つか しげ ゆき 大 塚 重 之	東京都産業労働局 雇用就業部 連絡調整担当課長	31・4・9

氏 名	現 職 ・ 経 歴	委嘱年月日
こ 藤 さとる 後 藤 了	東京都労働相談情報センター 大崎事務所長	27・4・7
いわもと なぎ さ 岩 本 浪 砂	東京都労働相談情報センター 池袋事務所長	27・4・7
おく やま ひろ き 奥 山 浩 希	東京都労働相談情報センター 亀戸事務所長	29・4・4
こ ぼやし よし ひろ 小 林 義 浩	東京都労働相談情報センター 国分寺事務所長	30・4・3
いと い よし あき 糸 井 義 明	東京都労働相談情報センター 八王子事務所長	29・4・4